

午前10時1分 開議

議長（成田政彦君） おはようございます。ただいまから平成15年第2回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

なお、6番 東 重弘議員、15番 堀口武視議員からは遅参の届け出が出ておりますので、報告いたしておきます。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において21番 真砂 満君、23番 藪野 勤君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、前回の議事を継続し、一般質問を議題とし、順次質問を許可いたします。

まず初めに、3番 中尾広城君の質問を許可いたします。中尾君。

3番（中尾広城君） 皆さん、おはようございます。公明党の中尾です。

ただいま議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして、平成15年第2回定例会の一般質問をさせていただきます。朝ということもありますんで、なるべくさわやかな質問をしたいと思っておりますんで、また理事者におかれましても、さわやか、明快なる御答弁をいただきたいと思っております。

大綱1点目、文化ホール事業についてですが、今、各地で文化ホールの役割の再点検が言われております。貸し館・鑑賞事業で終わっていた文化会館、文化ホールの役割を見直し、地域の文化活動の支援、広域交流、情報提供など、文化活動の底上げと活性化を担うようになってきております。

本市の文化ホールも開館当初は近隣に誇れるホールであったとも聞いておりますが、20年という時を経過していることから、各地の取り組みを知り、改めて文化ホールに文化の発信地としての機能を持たせていく、広く一般の方に親しみ集まっていただけ工夫を凝らしていくときが来ていると思うのでありますが、いかがでしょうか。

そこで1点目、本年度における事業計画についてお示ししていただきたいと思っております。

2点目として、建物、機材についての改修計画についてお示しいただきたいと思っております。

3点目として、将来的役割、また展望についてどのようにお考えなのかをお示しいただきたいと思っております。

大綱2点目は、砂川樫井線についてであります。

最近では、イオン問題で信達樽井線のことばかり取りざたされており、砂川樫井線の件も影が薄くなってきているようで、そのせいか、進捗状況にも若干変化が起きているようなことも聞いておりますが、どうなっているのか、お聞かせください。

2点目として、近隣住民との安全対策の話し合いについての進捗をお聞かせください。

大綱3点目は、教育問題についてであります。先月20日より行方不明になっております熊取町の吉川友梨ちゃんの事件を教訓に、市教育委員会として通学路における防犯対策についてどのように取り組んでおられるのかをお聞きしたいのが1点。

次に、文部科学省が今年度から児童・生徒の本格的な学習意欲の向上を図るための総合戦略事業をスタートさせ、その一環として、社会の各分野で活躍するその道の達人を全国の学校に派遣し、学ぶ楽しさや意義を伝えてもらう新たな試みに取り組むようであります。また、ことしの夏ごろまでに全国で300校程度を募集し、スタートさせていく予定であるとも聞いておりますが、教育委員会の御所見をお聞かせ願いたいと思っております。

3点目として、介助員についてであります。障害を持ったお子さんを地域の健常児との交流の中で学ばせたいと校区内の学校を希望される御父兄の方々が多いようですが、この介助員の仕事の内容及び採用される資格と現況等をお聞かせ願いたいと思っております。

教育問題の4点目として、子育て支援についてです。

人口動態統計によりますと、1人の女性が生涯に産む子供の平均数は年々減り続け、平成13年には1.33人まで落ち込み、人口を維持するのに

必要な数である2,08人を大幅に割り込んでおります。しかし、平均理想の子供数は2.53人であり、理想と現実の違いの理由は、子育てにお金がかかるから大きい割合を示しております。そこで、本市における子育て支援体制についてお聞かせ願いたいと思います。

以上、壇上より質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（成田政彦君） ただいまの中尾議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。梶本教育長。教育長（梶本邦光君） 中尾議員御質問の教育問題のうち、通学路における防犯対策について御答弁を申し上げます。

本年度に入ってから、火炎瓶やナイフによる登校中の子供への犯行、近隣の熊取町では下校中の小学生の行方不明事件など、子供が被害者となる事件が後を絶ちません。本市におきましても、不審者、変質者による被害が報告されるなど、通学路における子供の安全確保につきましては、緊急・重大な課題であると認識しております。

教育委員会では、関係機関や団体への協力依頼、セーフティサポート隊の配置、教育委員会による市内巡回パトロールなどにより、子供を守る大人のスクラムづくりの推進を図っております。

また、郵便局の集配バイクにこども110番シートの貼付を依頼し、未然防止や啓発を図っているところでございます。また、学年集団下校や複数下校、教職員やPTAによる通学路の巡回パトロールなどにより、子供の安全確保に努めております。

このように通学路における安全確保につきましては、学校だけではなく、関係機関や団体等、地域ぐるみの取り組みとなるよう努めてまいりますので、よろしく願いをしたいと思います。

議長（成田政彦君） 中村教育総務部長。

教育総務部長（中村正明君） 文化ホールにつきまして3点御質問がございましたので、順次お答え申し上げます。

まず、本年度における事業計画はどのようなものかという御質問でございました。

市立文化ホールにおきましては、条例に基づきまして館長の諮問機関でございます文化ホール協

議会というものを設置いたしております。この協議会を毎年開催する中で、文化ホールの現状と今後について貴重な御意見をお伺いいたしております。これらの御意見を参考にしつつ、本年度の事業については、次のものを計画いたしております。

まず、大きく2種類に分けますと、鑑賞型と市民参加型ということに分けられるかなと思います。鑑賞型といたしましては、映画の鑑賞会、それから浪曲名人会、音楽コンサート、落語独演会などを予定いたしております。また、市民参加型といたしましては、スタインウェイとジョイントコンサートということで、これはスタインウェイという立派なピアノがございますので、市民の方にもそれを使っていただく機会を設けたいということで、それを使っていただいてイベントを行うというものでございます。それと、泉南アートフェスティバル、これは展示室で開催するものですが、写真とか手芸とか絵画、生け花、こういうものを展示していただくということを予定いたしております。

それから2番目に、今年度の改修計画はどのようなものかという御質問がございました。

昨年度、展示室の漏水がございましたので、その防水工事を行いました。今年度はホール部分の防水工事ということで、屋上における工事の実施を予定いたしております。

それから3点目、文化ホールの将来的役割と展望はどのようなものかという御質問がございました。

今後の市立文化ホールの役割あるいは展望を簡潔に申し上げますと、これは泉南市の第4次総合計画で位置づけいたしておりますように、市民の自主的な文化・芸術活動の支援、文化・芸術団体の育成、多様な文化・芸術に触れる機会や発表の場の充実を通じて市民文化の振興を図っていくというように考えております。

ただし、厳しい財政状況の中でございますので、最小の経費で最大の効果を発揮できることを念頭に置きつつ、市民の自主的・主体的参画を目指して諸事業の実施に向けたいと、そう考えております。御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（成田政彦君） 中野教育指導部長。

教育指導部長（中野辰弘君） 私の方から、議員

御質問のその道の達人、それから介助員について御答弁申し上げます。

まず、その道の達人事業についてですが、本事業は文部科学省の新規事業であり、国際調査などで我が国の子供たちの学習意欲の問題が指摘されているのを受け、学ぶことの楽しさを伝えることにたけた外部人材、例えばノーベル賞を受賞された小柴先生等の大学の先生や宇宙飛行士の毛利 衛さん等、各界のその道の達人や著名人を学校に派遣し、子供に学ぶ楽しさを伝え、学習意欲を高めることをねらいとした事業であります。国では、現時点では講師さんとして100名程度選定し、300校程度に派遣する計画をしているようです。

具体的運用方法につきましては、現時点では具体的に示されておりませんが、教育委員会といたしましては情報収集に努めるとともに、実施について検討してまいりたいと考えていますので、よろしく御理解お願い申し上げます。

続きまして、介助員さんの件ですが、介助員さんの職務内容ですが、養護学級等に在籍し、比較的重度の障害のある児童・生徒が学校生活をスムーズに送れるように介助したり、児童・生徒の安全を守ることであります。実際は、児童・生徒の障害の種別等により、介助の方法もその子供に合った内容となっております。障害のある児童・生徒の学習を受ける権利を保障するためにも、介助員の働きが大きいものであると認識しております。

続きまして、資格の件ですが、特に教育委員会では資格は設けておりません。介助員さんの採用に関しましては、面接を通じて採用をさせていただいています。

その面接のときの特に重点を置いて選定する項目ですが、1つ目、具体的に介助員さんの仕事として7つほど考えてますけれども、学校内における学習道具の準備、それから衣服の着脱の介助、用便等の介助、昼食時の介助、教室の移動・階段の昇降・歩行等の介助、休憩時間の安全監視、それから校外学習時の介助等あります。この内容がちゃんとこなせるかどうかは1点であります。

それから、保護者の方に時として対応することもありますので、保護者対応をこの方が何とかやっていけるかどうか。

それから、もう1つは、中心が養護学級の担任になりますので、養護学級の担任と協調してやっていけるかどうかと。そこら辺を面接の基準として選ばせていただいています。

現況ですが、平成15年の本市の小・中学校における介助員さんの人数ですが、28名配置しております。年々介助員さんの数が増加していると、そういう傾向にありますので、これもあわせて御報告申し上げます。

今後とも、必要な介助員の確保に向け努力していきたいと考えていますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

議長（成田政彦君） 向井都市整備部次長。

都市整備部次長（向井清泰君） 砂川樫井線についてお答えいたします。

まず、砂川樫井線の現在の進捗状況並びに今後の見通しについてお答えいたします。

用地取得の進捗状況でございますけれども、事業認可区間の用地取得は94%で、未買収地は数件残っている状況となっております。

また、工事の進捗状況について申し上げますと、平成8年度から用地買収済みの区間におきまして年次的に実施してきております。昨年度といたしましては、本年度から予定しております尋春橋のかけかえ工事の関係もございまして、この橋より一丘団地に向けての歩道部分と、中の池砂川線から和歌山側の表層アスファルトを除く舗装工事を行ったところでございます。

今後の事業内容でございますけれども、平成15年度は未買収地の取得に最大の重点を置き、事業進捗が図れますよう取り組んでまいりたいと考えております。

今後の見通しでございますけれども、現在尋春橋のかけかえ工事のためJRと協議中ですが、本工事の工期につきましては、JRとしては約2カ年が必要であるとのことで、工期について短縮できるよう再三協議を重ねてまいりましたが、安全性を重視し、やむを得ないものと判断して、平成17年度前半に完成する予定でございます。

続きまして、砂川樫井線の団地内部について舗装の打ちかえの質問もございました。

一部迂回しているところにつきましては、改修時点での用地買収ができていなかったためでございます。その部分も含めまして、尋春橋のかけかえ工事完了に合わせて施行する予定でございます。

続きまして、近隣住民の方々との話し合いについてということでございますが、個々の住民の方々の意見、要望または安全対策については集約が困難でありますので、区としての意見、要望を取りまとめさせていただいたものについて調整、検討を行ってまいり所存でございますので、御理解のほどよろしくをお願いいたします。

議長（成田政彦君） 楠本健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（楠本 勇君） 私の方から、教育問題の中の子育て支援体制につきましてお答えいたします。

子育て支援に関連する事業につきましては、健康福祉部として子育て支援センター事業や保健センター事業の中で取り組みを進めてまいっております。

子育て支援センターにつきましては、昨年9月から鳴滝第二保育所を拠点として事業展開を図っておりますが、具体的には、育児不安等についての相談指導を行う子育て相談、親子の遊びと交流の場としてのチビッコ広場、親子の触れ合いや遊び方を学んでいただく親子教室などの事業を実施してまいっております。

また、今年度は新たに妊婦向けのリトルママ教室を実施し、初めての出産を迎える方の子育て不安の解消に寄与したいと考えております。また、このような各教室の受講終了後の仲間づくりとして、子育てサークルの育成とその活動の援助も重要な子育て支援センター事業の1つとなっております。

保健センターや公民館等でも各種の子育て支援関連の事業を行っておりますが、子育て支援センター事業が保育現場で保育士の視点から事業を展開しているのに対しまして、保健センターでは親子の健康に着目してびよびよサロン等の事業を実施しております。

また、教育委員会では、市内幼稚園で子育て相

談を実施し、公民館では生涯教育の立場で赤ちゃん教室や親と子の広場を開催するなど、それぞれの所管する事務の位置づけのもとで子育て支援の事業を実施し、それぞれの受講者による子育てサークルも育ってきております。現在、子育てサークルは子育て支援センターで5グループ、保健センターで10グループ、教育委員会関係で公民館の4グループを含めまして20グループが活動を行っております。

このように子育てに不安をお持ちの方のためには、それぞれが相談しやすい、あるいは参加しやすい窓口がありますので、できるだけ間口を広げた対応と各関係機関の連携も必要ではないかと考えております。

そこで、平成7年から設置しております泉南子ども関係機関連絡会議の中に、今年度から子育て支援部会を設置し、関係機関の連携を強化してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（成田政彦君） 中尾議員。

3番（中尾広城君） それでは、再質問させていただきます。

文化ホールについてなんですけども、この6月21日に開館20周年を記念して映画鑑賞会を開催されたというふうに聞いてるんですけども、盛況ぶりはいかがでしたでしょうか。また、それ以外でそういう記念的なイベントというのは今年度何か行われるんでしょうか。その辺、あれば教えてください。

議長（成田政彦君） 中村教育総務部長。

教育総務部長（中村正明君） 映画鑑賞会、先日開催させていただいたんですけど、まだちょっとその辺、私報告は受けておりませんので、失礼いたします。

ただ、今年度、開館20周年の記念ということで私どもいろいろ計画はしております、実はいろいろなところにもイベントで声をかけさせていただいたわけなんですけど、昨今の経済状況の中でなかなかうまくいかないというお断りがありまして、結局、今年度、開館20周年記念といたしましては映画鑑賞会、これを何回か実施して、これ

を1つのイベントと、そう位置づけたいと考えております。

議長（成田政彦君） 中尾議員。

3番（中尾広城君） わかりました。また後日で結構ですので、何かその辺の進捗等ありましたら。今年度だけにかかわらず、20周年ということにこだわるわけじゃないんですけども、来年度も引き続き、とにかく市民の方々が喜んでいただけるようなそういう催し物ですとか、また先ほど冒頭にも言いましたように、文化の発信地として再度見直していただいている中で、もう一回そういうこれからの文化ホールのあり方等も研究していただきたいなというふうに思います。

続いて、砂川樫井線なんですけども、尋春橋が16年度に間に合わないというふうにお聞きしました。具体的にどういった理由で2年ほどかかるのか、ちょっとお知らせください。

議長（成田政彦君） 向井都市整備部次長。

都市整備部次長（向井清泰君） 尋春橋はJRを越えるということで、安全対策、またかなりの人命を乗せる公共交通機関ということですので、安全性を重視してJRとも交渉を重ねてまいりましたけれども、安全対策面でJRの方としてはどうしても時間がかかるということで、市の方もそれを了承したということでございます。

議長（成田政彦君） 中尾議員。

3番（中尾広城君） でも、前回もずっと尋春橋のかけかえも含めて16年度で供用されるというふうに言われてましたんで、その辺がどういう――そこまでちゃんときっちり話し合いがなされてなかったのかなというふうに思いますけども。

あと、安全対策の話し合いなんですけど、実際本当に、まだまだ16年度末でありますんで、時間は当然あるんですけども、やっぱり2,000世帯以上ある一丘団地の中を通る道でありますんで、十分に話し合いの回数を重ねていくことがすごく大事やと思いますし、自治会もありますけども、区とも本当に慎重な協議をしていただいて、例えば信号の設置ですとか、横断歩道の設置とかということも、これからほんとに真剣に考えていただかないといけないなと。まして、砂川樫井線自体がちょっと中途半端な道でもありますんで、

中学校の前をどんと車交通量がふえることによって、ほんとに安全性が損なわれるような状態が目に見えてるわけでありまして。

それから、そこから第二阪和につながるあの信号なんですけど、普通一般のときでも一般という言い方はおかしいんですけど、通常時でも割と信号待ちで右折する車と直進する車、左折する車、3種類あるんですけど、信号待ちでつながってしまえばなかなか通行に時間がかかるといいますか、そういうこともありますんで、砂川樫井線からちょっと発展した問題になるんですけども、これは市の管轄じゃないかわかりませんが、その辺の混雑も今まで以上にかかることも考えていただきながら、また府との国道に対する対応なんかもちょうと考慮していただきたいなと思いますが、その辺でちょっと御意見をお聞かせください。

議長（成田政彦君） 向井都市整備部次長。

都市整備部次長（向井清泰君） 特に、二国との交差する部分なんか重点的に交通量も大きくなると思います。

それから、その交通の緩和ですけれども、今後とも国道事務所等も含めて協議の対象にしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（成田政彦君） 中尾議員。

3番（中尾広城君） まあ、よろしく願いします。

続きまして、通学路の防犯対策についてなんですけど、熊取小学校ではあれ以来、児童に無料で防犯ベルを持たせているというふうなことを聞いておるんですけども、本市ではそういう取り組みはないのでしょうか。また、それ以外で何か対策とありますか、考え、先ほど説明していただいたこと以外であれば、ちょっと御披露していただきたいなと思います。

議長（成田政彦君） 中野教育指導部長。

教育指導部長（中野辰弘君） 通学路の安全対策に関して防犯ブザー等配布する計画はないのかと、それ以外の対策は考えているのかと、そういう御質問だったと思うんですけども、現在のところ教育委員会では、安全パトロール等人海戦術というんですか、そういう形で何とか対応していき

いと、そういうふうを考えています。

先ほど教育長が御答弁申し上げましたそれ以外の施策として、現在進行中というんですか、そういう施策がありますので、ちょっと御紹介申し上げます。

中学校区単位で組織されています地域教育協議会の件ですけれども、この地域教育協議会の設置目的に、地域の子供は地域で育てると、そういう目的が掲げられています。この目的に照らして、地域教育協議会の中には、自主的に安全パトロールしていただいたり、危険個所の点検等、そういう取り組み等もしていただいている地域教育協議会があります。

本年度は、パトロールまではいきませんけれども、この趣旨をさらに4中学校区に全部広げたいと。その中で特に本年度願っていますのは、校区ごとの危険マップを作成したいと、そんなふうに考えてます。

具体的には、交通上の危険箇所、それとか不審者が出没しそうな場所、人通りの少ない場所、水辺の危険個所等を地図上に明記しまして、子供たちや保護者、さらには地域住民に周知することによって子供を危険から守ろうと、そういう取り組みでございます。この危険マップにつきましては本年度中に作成する計画となっておりますので、よろしく御理解をお願い申し上げます。

議長（成田政彦君） 中尾議員。

3番（中尾広城君） 今、地域教育協議会の件が出ましたので、ついだという事はないんですけど、さきの3月議会で、学校教育協議会の設置を早ければ15年度あたりから試行的に実行して行って全校的に広めていくとおっしゃってましたが、15年度に入った今現在、具体的にどういうふうな形で実施されているのかをちょっとあわせてお聞かせ願いたいと思います。

議長（成田政彦君） 中野教育指導部長。

教育指導部長（中野辰弘君） 地域教育協議会と学校協議会、これの違いですけれども、まず目的そのものが違いますので、そこら辺の説明からさしていただきたいと思います。

地域教育協議会に関しましては、先ほども述べさせていただきましたが、地域の子供は地域で育

てると、このことをねらいとしまして、教育コミュニティづくりを目的とした組織でございます。泉南市におきましては、平成12年度に泉南中学校区と西信達中学校区に、それから翌平成13年度に一丘中学校区と信達中学校区に設置されています。

具体的な活動内容としましては、地域の子供や大人の交流を深める事業、例えば地域の事業所の協力を得て職業体験学習をすとか、だれでも参加できる楽しい雰囲気の中での交流を図るフォーラム的なもの、さらには子供支援にかかわる事業、子育て相談とか、子育て講座とか、子育てサークルとか、それから保・幼・小・中学校の子供同士の交流事業、そういう事業を展開しています。これらの事業を通して、大人との接触が少なく大人の権威を認めなくなったと言われる子供たちに対して大人のすばらしさを理解させる、そういうこともできればと、そういうふうに考えてます。

一方、学校協議会でありますけれども、地域に信頼される学校づくりを推進するため、保護者や地域住民の意向を把握し、学校運営に反映させることによって学校運営の改善を図ることを目的とし、校長の求めに応じて学校運営について意見交換や提言を行う組織であります。

本市における学校協議会の設置状況ですけれども、目下のところ、いずれの学校におきましても未設置の状況でございます。これは、地域教育協議会の組織と学校協議会の組織構成が重複する部分もありまして、並行して実施することは混乱を招くおそれがあると、そういう判断によるものでございます。

しかし、先行して実施しました地域教育協議会が地域の人々に認知されつつありますので、学校協議会につきましては、数校において本年度試行的に実施する計画をしていますので、ひとつ御理解よろしくお願い申し上げます。

議長（成田政彦君） 中尾議員。

3番（中尾広城君） 学校協議会の件を言いましたのも、地域教育協議会と学校協議会がうまく連動していけば、昨今そういうような誘拐事件でありますとか、そういう子供にかかわるような事件というのは、本当に今よりは少なくなっていくん

ではないか。

やっぱり子供を地域で育てるという趣旨からいうと、そういう地域の方々が本当に一丸となってされることというのは大事なことでと思いますし、またそれを学校現場でもそういう話し合いをしていただいて、また学校協議会と地域教育協議会と連動させることが、ほんとにそういうことを1件でも2件でも減らしていくようなことになるのではないかとこのように思います、その辺の御意見をお願いいたします。

議長（成田政彦君） 中野教育指導部長。

教育指導部長（中野辰弘君） 先ほど地域教育協議会と学校協議会の目的は述べさせていただきましたけれども、地域教育協議会の方は、どちらかといいましたら地域の中で地域の人々が一緒になって子供を育てていくと。安全管理に関しましては、安全面でも地域の人々がこぞって子供を守る大人のスクラムづくりというんですか、そういうふうな形で地域教育協議会は動けると、そんなふうに考えてます。

それに比して学校協議会ですけれども、これは学校運営そのものに対して地域の人等の御意見をいただくと。だから、学校長の方でその内容について諮問するという形になってますので、学校長の方で子供の安全についていい考えがないかと、そういうふうな諮問してもらった中で地域の人からいろんな意見をいただくと。それによって両方が連動して子供を守っていけるものと、そんなふうに考えています。

議長（成田政彦君） 中尾議員。

3番（中尾広城君） 続いて、介助員の件なんですけど、広報なんかでもたまに応募の状況を見たりするんですけども、どちらかという通常のアルバイトのような形で採用されているのではないかなと思うんです。なかなか学校現場においてアルバイト的な人というのは、ちょっとそぐわないのではないかなというふうには思うんですけども、その辺の実質どういうふうな形態で雇用されているのかというのをちょっと教えていただきたい。

議長（成田政彦君） 飯田教育指導部長。

教育指導部長兼学務課長（飯田 実君） 雇用形態についてなんです、議員がおっしゃったよ

うに、現在アルバイト雇用ということで、臨時職員ということで雇用させていただいております。

実は、先ほど部長の方からも申しあげましたように、介助員の必要数というのが近年非常にふえてまいりまして、その中でこの制度を維持していくという観点に立ちまして、予算の限りがあるという面もございます。そういったこともありまして、確かにやっというお仕事の内容ですが、障害のある子供たちに対しまして、本当にものすごく丁寧にかかわっていただいております、本当に介助員さんの存在なくして地域の学校で障害のある子供たちを受け入れることが非常に困難な面があると、学校の教員だけでは到底対応しきれないと、こういった認識を持っております。

そういった中で、雇用条件の向上ということにつきましても、確かに考えていかなければならないことでもあります。そういったことで、今後もそういった面で教育委員会事務局内で議論してまいりたいと思います。

議長（成田政彦君） 中尾議員。

3番（中尾広城君） というか、賃金的なことではなくて、今の雇用のサイクルといいますか、その辺のことをちょっとお聞きしたかったんですけど。

それと、もう1つ、近隣よりも我が市の介助員さんの数というのは多いのか少ないのか、わかればということと、また傾向としてどうしてそういうふうな形でふえてきているのかということら辺をちょっと教えていただきたい。

議長（成田政彦君） 中野教育指導部長。

教育指導部長（中野辰弘君） 先ほどの御質問の介助員さんのサイクルの問題ですけれども、教育委員会としましては、子供とそれから教師ですけれども、その基礎になるのはやはり信頼関係であると。信頼関係というのは、なかなかすぐ結べるものではないと。かなり時間をとりつつ積み上げていくと。特に、養護学級に在籍する子供の中には、人がかわることによって今までの教育効果がもうもとに戻ってしまうというんか、そういうこともありますので、できるだけサイクルを長くしたいと、そんなふうに考えてますので、ひとつ御理解をお願い申し上げたいと思います。

それから、他市に比べての介助員さんの数がどうかと、そういう御質問ですけれども、細かいところまで調べたわけではないんですけれども、課長等で課長等が聞いてくる中によりますと、泉南市の介助員さんの数は他市に比べて決して引けをとらないと、そういうふうな把握をさせていただいてます。

介助員さんの数が年々増加してるというんですか、その背景について御質問もありましたので、それについて御答弁申し上げます。

まず、養護教育の目標になるんですけれども、一人一人の障害の状態とか発達段階に応じてよりよい環境を整え、障害児がその可能性を最大限に伸ばし、可能な限り積極的に社会に参加し自立できることを目指すとともに、障害のある子供と障害のない子供がともに学び、ともに育つ機会を充実することにより、互いに理解を深め合うことにより好ましい人間関係を育成し、互いの人権を大切にしながらともに生きていくことを目指すことにあります。

特に、障害を個性の1つと見るノーマライゼーションの考え方が広まりますとともに、障害児を持つ保護者の中には、子供を養護学校ではなくて地元の学校の養護学級の方へ入級させたいと、そういう意向が高まってまいっております。それに伴いまして、本市においても介助員さんの配置数がふえてまいりました。

ちなみに、先ほど申し上げたんですけれども、平成15年度の養護学級の入級児童・生徒数は58人で介助員さんの人数が28名であり、ほぼ2人に1名の介助員を配置すると、そういう泉南市としてはかなり厚い配置というんですか、そういうことをさせていただいておりますので、御理解の方をひとつよろしくお願ひしたいと。

議長（成田政彦君） 中尾君。

3番（中尾広城君） 恐らく他市に比べてはうちは多いんでしょう。そういうことでは、本当に大変ありがたいことやと思うんですけども、どういんですか、どうしてもここでちょっと賃金の話になるんですけど、決して本当に高くない賃金で、割と、障害を持ったお子さんの重度によっては、大変な体力を使うような方もいらっしゃる

ると思うんですけど、そういった意味で、これからはふやしていられるであろうし、またふやしていかなあかんというふうな状況もあるんでしょうけども、ふやしていくから賃金を抑えてたくさん雇いたいという考え方ではなくて、そういうところからはもっと十分に配慮をさせていただいて、そういうところに、上げるというのではないんですけど、下がることのないような状態で、やはり安心して子供を学校に通わせる親御さんの気持ちを思いますと、やっぱり十分に対応していただいとると思いますけども、そういう面で応募の内容を見ておきますと、なかなか手が少ないというようなことも聞いたりしますし、その1つの原因として、やっぱり賃金が余り高くないというところもあると思いますので、その辺はやっぱり雇用の数と賃金とのバランスというのはなかなか難しいかわかりませんが、やっぱりそれは別枠としてひとつこれから考えていっていただきたいなというふうに思います。

続きまして、その道の達人事業についてなんですけど、まだ施策として発表されたばかりの内容やと思いますし、実質これからどういうふうな形で進めていれるかわからないと思うんですけど、それと同じという意味ではなくて、本市なんかで特に似たようなそういう施策はないのでしょうか。その辺のところを。

議長（成田政彦君） 中野教育指導部長。

教育指導部長（中野辰弘君） その道の達人と同じような事業になるかどうかわかりませんが、大阪府ないし本市が実施してます事業について説明させていただきます。

事業の目的ですけれども、子供たちに学習意欲を高めるための一方策としまして、すぐれた知識とか技能を有する人材を学校教育に活用することによって児童・生徒に感動を与え、学習意欲や将来への夢をはぐくむことを目的として、外部指導者活用事業を実施しています。

具体的には、小・中学校におけるクラブ活動に専門的知識や技能を持っている方に来ていただいたり、小学校の生活科の時間に地域の老人に来ていただいたりして、伝承遊びとか遊び道具の作り方を教えていただいております。また、小・中

学校の総合的な学習の時間に、すぐれた知識や技能を有する人に来ていただいて、体験をお話ししていただいたりもしております。

文部科学省の事業のように著名な方ではありませんけれども、地域の人との交流という面でも大きな効果を発揮していますので、今後ともこの事業は続けていきたいと、そんなふう考えていますので、ひとつ御理解よろしくお願い申し上げます。

議長（成田政彦君） 中尾議員。

3番（中尾広城君） わかりました。そういう形でされてるといふふうに聞いて、ほっとしましたけども、とにかく本市においても、過去にですけども、功績を残されたような方もいらっしゃるというようなことも聞いておりますし、そういう方を地元から要請してという形でいろんなお話を聞かせるということが大事なと。

また、それとは別として、本来のその道の達人事業というふうな施策を打たれてるわけですから、この夏までに300校ぐらいしかできないような状態というふうに聞いておりますけども、やっぱり申し込まないと当たらないというふうに思いますんで、とりあえずそういうチャンスがあればどんどんとそういう、もしたまたま早い段階で順番が当たって、半年後か1年後かわかりませんが、ノーベル賞受賞者ですとか、宇宙飛行士の毛利さんなんか来ていただいたら、本当に子供たちも喜ぶんじゃないかなというふうに思います。その辺のところ辺でちょっと御意見を。

議長（成田政彦君） 中野教育指導部長。

教育指導部長（中野辰弘君） 先ほどの御答弁でも申し上げましたように、現在のところ、運用状況について情報収集に努めております。府の方にも照会したところ、現在では具体的に決まっていないと、そういう話ですので、情報が入り次第積極的に活用していきたいと、そんなふう考えていますので、御理解をひとつよろしくお願い申し上げます。

議長（成田政彦君） 中尾議員。

3番（中尾広城君） 続いて、子育て支援の問題なんですけど、昨年9月にオープンした子育て支援センターにおけるこれまでの効果と、子育て

支援に特に望まれているものといえますか、どのようなものがあるか、さらにまた、新たに発見された課題についてあればお聞かせ願いたいと思います。

議長（成田政彦君） 楠本健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（楠本 勇君） 子育て支援センターの件でございますが、昨年9月より月に2回実施しております。

各中学校校区別で参加をお願いしてるわけですが、1つは、まず課題としましては、西信中学校の校区の参加が非常に少ないということで、今後さらにPRを重ねていく必要があるのではないかと、このように考えております。

また、効果でございますが、昨年9月からですんで1年弱しかたっておりませんが、参加者からの感想がいろいろ出ておまして、若干紹介しますと、家ではない遊びができていい経験になった、これからもずっと参加したいと思うと。家の中ばかりだとイライラすることがあり、親子ともに友達ができ、楽しみに参加さしていただいております、今後とも参加を続けていきたいとか、それと毎回反省会をやっておまして、その中で情報交換なりやっております。

そこで、1つの効果と申しますか、同じ遊びを毎回繰り返したり、周囲の子供の遊びをまねたりすることで、参加している子供の成長が見られるということで、事業の1つの成果ではないかというふうに考えております。

今のところまだ1年弱でございますんで、まだまだ課題があるかと思いますが、今後ともできるだけ参加していただくよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（成田政彦君） 中尾議員。

3番（中尾広城君） 若いお母さん方で、やっぱり子育てに対する悩みというのはいろいろあると思うんですけど、そういうサークルに積極的に参加される方はそれで一番いいとは思んですけど、やっぱり参加したくてもし切れないお母さん方というのは一番何か問題ではないかなと。それは別に強要するようなこともできませんし、難しい問題やとは思んですけども、そこから1つ思いま

すのは、例えば幼児虐待とかに対するような対策ですとか体制について、何かお考えでしょうか。

議長（成田政彦君） 楠本健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（楠本 勇君） 幼児虐待への対応についてでございますけども、児童虐待は、本来子供を保護し育成すべき保護者による権利侵害でございますして、子供の心身の発達に重大な影響を及ぼすことから、緊急かつ適切な対応が求められてございます。

このようなことから、平成12年11月に児童虐待防止法が施行されておまして、虐待としましては、身体的虐待、養育放棄、また心理的虐待、性的虐待などが定義されるとともに、早期発見、早期対応などが図られてございます。

しかしながら、児童虐待はしつけという保護者の懲戒権の乱用でございますして、家庭内で起こることであっても重大な社会問題であると認識いたしております。

このようなことから、泉南市における児童虐待の防止、早期発見及び啓発活動等を円滑に実施するため、仮称泉南市児童虐待防止ネットワークを年度内に設置し、岸和田子ども家庭センターや警察など大阪府の関係機関を初め、泉南市の関係機関に協力を求めてまいりたいと考えているところでございます。今後とも努力してまいりたいと考えます。

以上です。

議長（成田政彦君） 中尾議員。

3番（中尾広城君） そういう形で、とにかく今まで以上にもっともっと大々的にPRしていただいて、そういう不安をお持ちのお母さん、お父さん方の1つの手助けにいただければというふうに思います。

ちょっと早いですけど、きょうはこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（成田政彦君） 以上で中尾議員の質問を結びたいと思います。

次に8番、奥和田好吉君の質問を許可いたします。奥和田議員。

8番（奥和田好吉君） 皆さん、こんにち。それでは、通告に従い、大綱5点にわたり順次質問いたします。

21世紀の分権社会、また多様化した市民ニーズ等に対応できる幹部職員の育成と、各窓口における職員の窓口対応についてお伺いいたします。

豊かさゆとりを実感できる地域社会の実現を目指した地方分権一括法が施行され、各自治体職員は、大きく激しい変革期の中で公務員としてのあるべき姿が問われているところであります。公務員が事務、業務に従事するいわゆる服務の根本基準として、地方公務員法第30条に「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」とあります。

すなわち、全体の奉仕者とは憲法に基づくものであり、その意義については、現在主権を有する国民全体の奉仕者であり、本市においては、市職員は6万5,000市民のために奉仕者でなくてはならないのであります。また、公共の利益とは市民全体の利益であり、要約すると、泉南市職は泉南市民のための奉仕者として、泉南市民の利益のため、その職務遂行のために全力で勤務しなければならないということであります。

市民の奉仕者とは、市民や社会や他人のために献身的に働くことであり、献身的とは、自分自身のことを顧みず、そのことに力を尽くすことであります。すなわち、市民のために自分自身のことを顧みず、市民の利益のために一生懸命に働く人のことを公務員というのであります。

この全体の奉仕者、公共の利益、また職務専念義務を自覚している職員が我が泉南市の職員でどれくらいおられるのか、まずもって市長の御所見を伺いたいと思います。

次に、幹部職員の人材育成についてお伺いいたします。

少子・高齢化、国際化、高度情報化の進展は、これまでの街づくりのあり方を根底から問い直しているようであります。このように社会情勢が大きく変化しつつある中で、何が役に立つのか、またなぜしなければならないのか、市民ニーズをしっかりと受けとめ、科学的に洞察、検証する能力が今幹部職員に以前にも増して求められております。

地方公務員法第32条には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務について、職員は、その

職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、上司の職務上の命令に従わなければならない、とあります。

特に管理監督職については、組織の強化と変革の推進者であることを自覚しなければなりません。率先して自己研さんに努力することはもちろんのことですが、学習的職場づくりを進め、幹部職員としての資質向上と統率力を身につけなければならないと思います。職員が上司の職務上の命令に忠実に従って職務の遂行ができるような幹部職員の人材育成についてどのような取り組みをされているのか、お伺いしたいと思います。

次に、職員の窓口対応についてお伺いいたします。

市の仕事は、市民に対して行政サービスを提供し、実践していくことであります。中でも、窓口における接遇は市民と市役所のコミュニケーションの接点であり、窓口サービスが円滑に行われることは、施策の効果をさらに高めることにもなり、市民とのよりよい信頼関係を築くこととなります。

接遇にとって最も大切なことは、相手の身になって相手を温かく受け入れる思いやりの心であります。しかるに、私たちに寄せられる市民の窓口に対する苦情は多種多様で、代表的なものを取り上げると、愛想が悪い、偉そう、すぐに顔色を変える、事務的、たらい回し、不親切、融通がきかない、高飛車な態度、それはそれは大変なものであります。私が聞くだけでも目に余るものがあります。中には、泉南市の市役所はこの程度やと、仕方がないとあきらめている人さえあります。

私は、窓口対応のすべてがこうだと言っているわけではありません。しかし、一部でもこのような現状であるとすれば、市長のおっしゃるとおり、今後の市政運営に大きく影響を及ぼすのではないのでしょうか。今後の職員の窓口対応、接遇に対する根本的な解決策を具体的にお示しください。市長の意欲ある答弁をお願い申し上げます。

次に、行財政改革についてお伺いいたします。

国、地方を問わず財政は危機的状況に直面しており、思い切った改革に着手しなければなりません。そこで、次の諸点について伺います。

初めに人件費についてお伺いしますが、市税収入の65.4%が人件費に占められ、歳出総額の約3分の1が市職員の人件費という事実は、現在の社会情勢からしても到底納得できるものではありません。人件費の削減は、官民を問わず至上命題であります。

府下の市町村でも、職員定数、給与の是正については精力的に取り組まれております。また、昇給延伸、給料の減額状況を見ると、府下大半の市が全職員延伸・減額の措置をとられているが、考えをお聞かせ願いたいと思います。

次に、人事問題についてお伺いいたします。

職員がその潜在的可能性をみずから引き出し、職員がそれを激励し合い、所属長と人事担当部門がそれぞれの確に評価する人事システムを構築していく必要があると思いますが、所見を賜りたいと思います。

次に、補助金の見直しについてお伺いいたします。

今、本市においては補助金の見直しを行っているようですが、特定の団体のみに配慮するのではなく、あくまでも公平にするために、各種団体へ交付している補助金を公募制として、学識経験者5名から7名程度で構成する第三者機関、市補助金制度懇話会を設置して、市民からの申請を審査した上で市が補助金の交付先や金額を決定する方式を取り入れて、公平で開かれた補助金行政を確立するための検討をすべきだと思いますが、市長の御所見を伺いたいと思います。

次に、女性に関する諸問題について質問をいたします。

初めに、改正母子寡婦福祉法についてですが、この法律は昨年12月に国会で成立し、平成15年4月1日から施行しておりますが、改正のポイントは、母子家庭などに対する子育て支援、就労支援、養育費の確保、児童扶養手当の見直し、貸付金の拡充の5項目で、これに関する母子寡婦福祉法ほか5つの法律が改正されましたが、ここ数年、急増を続ける母子家庭の経済的自立と子供の健全育成の両面からバックアップするもので、一部父子家庭も含まれますが、これに伴い母子家庭世帯数も95万世帯になります。

泉南市においても、離婚届は14年度235件で、母子家庭修学金申請者数は21世帯であります。このように、離婚の急増で母子家庭などひとり親家庭が養育されている子供が増加しております。子供の幸せを第一に考えたきめ細かな福祉サービスと、自立支援に主眼を置いた総合的な対策が必要であります。

平成15年度の予算の中に、改正のポイントである母子家庭などに対する子育て支援策、就労支援策、養育費の確保策、児童扶養手当の見直し策、貸付金の拡充策の5項目について、それぞれどのように盛り込んであるのか、お尋ねをいたします。

次に、DV被害者の公営住宅の入居についてお伺いいたします。

DVすなわちドメスティックバイオレンス問題も社会的に大きな問題になり、避けて通ることはできなくなりました。詳細については今回述べませんが、昨年2月26日に国土交通省は、ドメスティックバイオレンスにより夫ら男性の暴力で被害を受けた妻が夫との離婚成立前でも低家賃の公営住宅に入居できるよう地方自治体に要請することを決めました。これは、2001年10月のDV防止法施行後の不十分な被害者の住まい対策を後押しするものであり、母子世帯と同様に自治体で判断し、入居資格を認めるものであります。

国の方針がこのように決まったわけですが、本市においては今後どのように対処されていくのか、御所見をお聞かせ願いたい。

次に、女性施策についてお伺いいたします。

男女共同参画社会基本法の基本理念に基づき、本市における審議会、協議会、管理職等への女性の登用率はどのような状況でしょうか、お伺いいたします。

次に、下水道特別会計の財政にかかわる幾つかの課題についてお伺いいたします。

1つは、非常に厳しい財政状況の中で、普及率40.8%を達成後の整備目標について伺います。

2つ目は、整備区域の拡大により維持管理費や料金賦課徴収業務が増加するため、下水道事業の経営管理を充実させ、事業全体のコスト縮減努力をどうするのか、お聞きいたします。

3つ目は、下水道経営を圧迫するおそれのある

要因の分析、抽出とその対策について、下水道管理システムの構築が緊急課題であります。ましてや、平成13年度の下水道事業の地方債残高は164億6,900万円、平成13年度一般会計の歳出決算額は204億7,002万4,000円、公債費についても平成13年度10億6,200万円から年々増加の傾向で、一般会計からの繰入金についても平成13年度12億5,400万円から年々増加の傾向にあります。

今後、17年度普及率約47%目標値達成までの地方債残高、公債費、さらには一般会計の繰入金のバランスを示し、今後の下水道整備事業をどのように推進していくのか、また厳しい財政状況の中で一般会計にどのような影響を及ぼすのか、お聞かせ願いたい。

下水道の2つ目、下水道の値上げ問題についてお伺いいたします。

今の厳しい財政状況を見たとき、ある一面ではわからぬこともないとは思いますが、しかしながら行政の考えは天地転動であります。考えが余りにも安易であり、市民を置き去りにし、行政のはざままで苦しむ市民の立場を全く考えていない。市税収入の65.4%が人件費に占められ、歳出総額の約3分の1が市職員の人件費という事実は、現在の社会情勢からしても到底納得できるものではありません。

人件費の削減は、官民を問わず至上命題ではないでしょうか。府下の市町村でも職員の定数の見直し、また給与の是正に精力的に取り組んでおります。府下各市が必死で努力をしているとき、本市のみ安閑としていていいのか。(上山 忠君 「もとに戻ってんのと違うか、奥和田さん」と呼ぶ)

議長(成田政彦君) 不規則発言はやめてください。

8番(奥和田好吉君) 市の負担を市民に直接押しつけるのではなく、今行政としてしなければならないのは、下水道経営を圧迫するおそれのある要因の分析と抽出とその対策をどうするのか。事業全体のコスト縮減の努力をまずすべきではないのか。企業努力を徹底的にさせていただきたい。市民が納得する御所見を賜りたいと思います。

次に、信達樽井線問題についてお伺いいたします。

この問題については、きのう、おとついとかなりの方が言うておりますので、余り詳しいことは言いませんけども、信達樽井線の整備によって本市の財政への影響はどのようになるのか、具体的にお示し願いたいと思います。

2つ目に、イオンモール出店に伴う商業者対策はどのように考えていらっしゃるのか、わからない。詳しくお聞かせ願いたいと思います。

以上、大綱5点、質問が多岐にわたりましたが、理事者の皆様の明快なる御答弁をよろしくお願ひしたいと思います。御清聴ありがとうございます。

議長（成田政彦君） ただいまの奥和田議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 奥和田議員の御質問のうち、私に御質問の部分について御答弁を申し上げます。

まず、市職員のあり方の問題だというふうに思います。

御指摘ありましたように、地方公務員は全体の奉仕者として事に当たらなければいけないというのは当然でございます。したがって、職員に採用いたしましたときには、その趣旨を体して宣誓を行っております。したがって、その宣誓によってみずからを地方公務員としてきちっと自覚し、また律して全体の奉仕者として職務に精励するというをみずからまず宣言をしていただくということをいたしております。したがって、職員すべてについては、そういう形でその精神というのは十分理解をして日常業務に励んでいるというふうには思っております。

このことは、我々自治体に限らず組織を効率的、効果的に運営し、その目標を達成し成果を上げていくためには、その営みを支える人の力量いかにかかっていると言っても過言ではないというふうに思います。地方分権の進展と住民ニーズの多様化、また高度化、さらには自治体間競争が激しくなる中で、人材育成の必要性はますます増大していっているというふうに思っております。

社会と市民の意識が大きく変化している中では、従来の考え方では対応できなくなっているの

も事実でございます。新しい発想と新たな課題に果敢かつ着実に取り組んでいく実践的な人材が求められております。そのためには戦略的な人材育成が必要であり、これからの時代に必要な能力は何か、その能力を育てる方策は何か、そして職員が積極的にみずからの能力開発を進めていくインセンティブをどのように確保していくのかということが大切でございます。これらを有機的に構築していくことが必要だというふうに考えます。

私も入庁して数年の職員との直接対談をずっとやってまいりまして、これについては一応一巡いたしました。この7月からは係長級、一番その職場で物事を行う位置にあるわけでございますが、その係長級の職員との懇談を順次始めていって、その中で職員の皆さんの行動とか、あるいは考え方、そしていろんな新たな提案等も含めて私の前で披瀝をしていただくと、こういうことをいたしていきたいというふうに考えております。そして、その中からこれからの新しい職員のあり方、地方公務員のあり方、自治体職員のあり方についてお互いに研さんに努めるようにいろんな成果を引き出していきたい、このように思っております。

それと、窓口業務に対する市民の評価ということでございますが、これについては以前アンケート調査をさせていただきまして、そのときには、窓口の対応がよかった、ややよい、普通、やや悪い、悪い、この5つの評価でアンケートをとったわけですが、そのときには大体7割から8割がよかった、ややよかったという評価でございました。

ただ、日にちがまた経過をいたしておりますので、今いろんな職員の対応に対する批判の分もお聞きをいたしましたので、改めて来客者に対するそういうアンケートも実施して、それによってまた改善をしていくべきは改善していくということに努めていきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、御指摘ありましたように、市役所に来られる市民の皆さんというのは、年に1回の方もおられれば月に1回の方もおられますが、そのときの印象がやっぱり全体の印象としてとらえられるという極めて大切な部分だと思いますので、特に窓口の対応については、日々厳

しく申しておるわけでございますけれども、披瀝ありましたような御批判があるということは謙虚に受けとめて、またこれの改善にさらに取り組んでいきたいと、このように考えております。

他については、担当部局より御答弁申し上げます。

議長（成田政彦君） 谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） 奥和田議員御質問の人事関係について御答弁申し上げます。

まず最初、幹部職員の人材育成ということで、地方公務員法の32条の件で御質問ございました。この32条につきましては、これは我々の公務員に対する服務に対する規定でございます、公務員に対して求められる項目であると、このように考えております。

そして、32条につきましては、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務という、これ義務規定でございますけれども、そういったことがうたわれておりまして、幹部職員として要求される能力としましては、常に時代と市民のニーズを把握し、組織の目標を設定し、その目標を達成できるように組織をマネジメントできることであると考えております。

このような能力を持った幹部職員の育成につきましては、採用時よりの長い期間にわたって育成していくものであると、このように考えております。そのためには、採用時から管理職に至る体系的な職員研修計画を策定し、その時々に応じた研修を実施し、管理職として要求される能力を日常業務から得られる経験とあわせて積み重ねていくことが必要であると考えております。

また、職員が広い視野と専門的能力を持つために自己啓発を積極的に行えるような制度の充実や、職員の能力と実績をより正しく客観的に評価し、処遇に反映できる人事考課制度の導入も今後は必要であるのではないかと、このように考えております。

それと、続きまして人件費総額についての質問がございました。

行財政改革を推進する中におきまして、経常収支比率の改善を目指し、人件費の抑制に鋭意努力しているところでございます。特に定数の見直し

は急務であると考え、一定の削減目標のもと年次計画的に職員の削減を図っており、平成9年から平成15年4月1日現在までには71名の削減を行っております。平成15年度以降におきましては、行革の基本方針のもとに、原則、専門職を除き一定期間退職不補充という方針でありますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

それと、あと人件費の額ですか、その抑制対策としまして、平成9年度より管理職手当の10%の削減に取り組み、平成12年度からは職員給与の2%減額を平成15年3月末まで実施しているところであります。その後、本年度、平成15年度4月以降におきましても、財政健全化計画を達成すべく一般職員につきましては給料の1%減額、昇給期間の12カ月延伸、管理職手当及び特殊勤務手当の20%減額、住居手当の定額支給分50%減額、特別職につきましても、市長、助役については給料の15%、収入役、教育長については12%減額を実施しております。

こうすることで、先ほど泉南市が安閑としているというような御指摘もございましたけれども、そうじゃなしに、我々といたしましてもこういった人件費の削減について努力しているということについては、御理解のほどお願いしたいと思います。

続きまして、人事問題でございますけれども、適正な人事評価システムをつくるべきではないかといった御質問がございました。

行財政改革における人事問題につきましては、効率的な行政運営を行う上で、効果的な人材育成に向けた取り組みが必要であると考えております。従前より人材育成に向けた職員の資質の向上と、士気の高揚を高めるための研修の充実に努めているところであります。

研修計画の策定に当たっては、研修手法の位置づけや関連性を体系立てた研修を行っております。そして、今後さらに取り組みを充実させるため、採用時点からの体系的な研修計画の趣旨を職員に認識させ、個々の職員の自己研さんにつながる研修手法も考えてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 津野行財政改革推進室長。
財務部参与兼行財政改革推進室長（津野和也君）

行財政改革のうちの補助金の見直しについて御答弁を申し上げます。

補助金の見直しについてでございますが、補助金の財源はほとんどは市民の皆様方が御負担していただいた税金でございます。今日のような社会経済情勢のもとでは、その有効活用とともに、その用途の透明性が強く求められております。団体の行う事業内容につきましても、広く市民に公開していく必要があると考えております。

市では、こうした状況の中で昨年度、行財政改革大綱の趣旨を踏まえまして、各種団体に対する補助金の適正な執行を目的に、今後各種団体の運営的な補助金を段階的に廃止とし、公益的な事業を行うときに交付する事業補助金に切りかえていくことといたしました。その結果、平成15年度当初予算でございますが、前年度当初予算と比べまして約1,400万の削減を行ったところでございます。

今後の行政と市民の役割の中で、公共的役割あるいは公益を達成するための担い手として補助団体をとらまえることで、新たな団体や事業に対しての補助金の有効活用も十分視野に入れた中で、市民参加のまちづくりを今まで以上に進めていくためにも、補助金を有効に活用してまいりたいと考えております。

御指摘の補助金見直しのための第三者機関の設置でございますが、今後ますます増加する行政需要に的確に対応し、限られた財源を有効的に配分していくためにも、貴重な御意見として今後調査研究してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく御理解のほどお願い申し上げます。

議長（成田政彦君） 楠本健康福祉部長。
健康福祉部長兼福祉事務所長（楠本 勇君） 女性に関する諸問題のうち、母子及び寡婦福祉法につきましてお答えさせていただきます。

議員御指摘のように、昨年、母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律が制定され、これに伴いまして母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法及び児童福祉法が改正されたところでございます。これらの法律の改正目的は、近年の離婚の急増な

ど母子家庭等をめぐる諸状況の変化に対応し、母子家庭等の自立を促進するため、子育て・生活支援、就労支援、養育費の確保、経済的支援などの総合的な母子家庭対策を推進するもので、国、都道府県、市の役割分担を明確にしたものでございます。

御質問の子育て支援策につきましては、従前から国の通知等により対応してまいりました母子家庭の保育所への優先入所及び子育て支援短期利用事業が児童福祉法に明記されたもので、本市予算の母子福祉費及び保育所費の中で対応しております。

また、就労支援では、都道府県が母子家庭等就労自立支援センター事業を行うもので、母子福祉資金の貸し付けにつきましても都道府県で行うものでございますし、養育費の確保につきましては国において民事執行における給与からの天引き等が検討されることになってございます。

母子寡婦福祉法におきましては、これらの支援策あるいは拡充策を円滑にきめ細かく対応するため、従来、都道府県に設置されておりました相談の窓口でございます母子自立支援員をより身近な市に設置することとされたところでございます。

これを受けまして、本市としましては本年6月から母子家庭支援員を嘱託採用し、母子家庭及び寡婦に対し相談に応じ、その自立に必要な情報提供や指導、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行うなど、母子家庭及び寡婦の福祉の増進に努めておるところでございます。

今後、市に設置いたしました母子家庭支援員を中心に、母子家庭の置かれている社会的、経済的な事情をかんがみ、御相談等にきめ細かく対応し、母子の自立を支援してまいりたいと存じますので、よろしくお願いたします。

なお、児童扶養手当制度は、母子家庭の生活の安定と自立を促進するための制度でございますが、昨年8月に法改正が行われ、支給事務が都道府県から市に移管され、母子福祉費の中で扶養費として予算化させていただいております。この制度改正により、昨年8月以降一部支給額が減額となったものに対して、母子寡婦福祉法に基づく母子福祉資金の特例貸し付けを行うことができるように

りましたが、現在のところは本市では利用者が
ございません。

以上でございますので、よろしくお願ひいたし
ます。

議長（成田政彦君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） 女性に関する諸問
題についてのうち、女性施策について答弁をいた
します。

本市では平成6年度に「せんなん女性プラン」
を策定し、女性政策上の基本方向、重要課題を提
示するとともに、女性総合相談、女性問題講座、
啓発冊子の作成等の事業を実施してまいりました。

この間、議員御指摘のとおり、国では平成11
年6月に男女共同参画社会基本法が施行され、男
女が平等な立場で責任を分かち合い、性別にかか
わりなくその個性と能力を十分に発揮することが
できる男女共同参画社会の実現に向け、国はもと
より地方自治体での男女共同参画社会基本計画が
求められておりました。

そこで、平成14年3月に本市の男女共同参画
社会基本計画として「せんなん男女平等参画プラ
ン」を策定し、施策の一層の充実に向け取り組ん
でいるところでございます。また、本年5月には
水道庁舎1階に男女共同参画に関する市民活動を
支援し、情報交換や交流、学習、相談機能を有す
る拠点としての男女共同参画ルームを開設いたし
ました。

本市の政策決定にかかわる状況につきましては、
審議会における女性の登用率は19.8%となっ
ております。また、女性の在職状況につきましては、
全職員に占める女性の比率は36.6%、管理職に
占める女性の比率は20.6%という現状でござ
います。

泉南市役所が本市の男女共同参画社会のモデル
としての役割を果たしていく意味からも、意識改
革を含む積極的な研修、人材育成に努めてまい
りたいと考えておりますので、よろしくお願ひいた
します。

以上です。

議長（成田政彦君） 向井都市整備部次長。

都市整備部次長（向井清泰君） 女性に関する諸
問題についてのうち、DV被害者の公営住宅の入

居について御答弁申し上げます。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関
する法律いわゆるDV被害者保護法は、日本国憲
法において個人の尊重と法もとの平等がうたわ
れ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取り組
みが行われている中、配偶者からの暴力の被害救
済が必ずしも十分ではなく、また多くの場合、被
害者は経済的にも弱い立場の多い女性であり、人
権の擁護と男女平等の妨げになっているため、被
害者の支援体制を整備し保護を図る目的で平成1
3年に制定、施行されたものであります。

被害者の直接の身体保護については、都道府県
の設置する婦人相談所等の配偶者暴力相談支援セ
ンターがございまして、被害者の一時保護を行う
こととなっております。また、都道府県は、婦人
保護施設に被害者の保護を行うこととなっております。

議員御指摘の被害者の公営住宅の入居について
は、法的になじみにくく難しい面もございませ
んが、収容期間の状況、また被害者の窮状も十分理解
できますので、市民からの相談があれば本市関係部
局、大阪府、関係機関等と連携、調整を図ってま
いりたいと考えておりますので、よろしく御理解
のほどお願ひ申し上げます。

続きまして、下水道問題でございます。

下水道特別会計の財政にかかわる幾つかの課題
についてと、値上げ問題について御答弁申し上げ
ます。

本市の公共下水道事業は、昭和62年度より取
り組んできたところでございます。平成14年度
末の下水道普及率は40.8%となっております。

下水道の基本整備方針といたしましては、府道
堺阪南線から浜側の未整備区域の面整備を重点的
に整備するとともに、山側についても一定の整備
を進めているところであり、流域下水道泉南幹線
の進捗に整合させながら、新家・砂川地区の大規
模開発団地の汚水処理施設への接続を目的とした
幹線整備を進めております。

今後の下水道の整備見通しでございますが、泉
南市の財政状況を考慮しなければなりません
が、おおむね平成20年ごろには府道堺阪南線から海
手の地区において面整備が概成する見込みであり、

下水道普及率はおおむね50%程度になる見込みでございます。

なお、府道堺阪南線や第二阪和国道から山手側の大規模開発団地から外れた旧集落につきましては、浜手の面整備並びに山手の幹線整備が概成後、順次認可区間を拡大しながら未整備地域の面整備を進めてまいりたいと考えております。

整備区域の拡大による維持管理費の増大に対する懸念でございますが、下水道普及率が伸びることにより南部処理場への流入水量が増加しますので、南部処理場での汚水処理単価も縮減されるのではないかと期待しております。

下水道経営でございますけれども、平成13年度決算におきまして地方債残高が約165億円となっております。しかしながら、りんくうタウン埋め立てが概成した後は、雨水整備費の大幅な縮減を行ってきており、起債の縮減に努めております。その結果、地方債残高については、若干ではございますが、減少傾向にございます。

公債費のみをとらえますと、過去の事業に対する償還でございますので、一定年度まではなかなか減少する見込みはございません。現在下水道使用料収入におきましても、南部処理場の汚水処理費用を含めた維持管理費を賄えていないのが現状であります。

このたび下水道料金を改正することにより、下水道特別会計の健全化、一般会計繰入金金の縮減を図るものでございますけれども、下水道料金改正後においても、依然として下水道使用料収入では維持管理費も賄えない状態が続くのが現状でございます。

このような状況ですので、下水道特別会計は依然として一般会計繰入金に依存している状況でございますが、発注並びに施設の維持管理につきましては、コスト縮減に努めながら市財政状況、市の体力に応じた下水道事業を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（成田政彦君） 大前財務部長。

財務部長（大前輝俊君） 私の方から、信達樽井線問題のうち財政への影響ということで御答弁させていただきます。

信達樽井線整備事業によります財政への影響でございますが、起債の元利償還が平成20年度より本格化することになるため、平成18年度までの財政健全化計画への影響は小さなものとなっております。また、長期的な収支につきましても、イオンモールなどからの税収も一定見込めるため、本市財政に支障を及ぼすことはないものと判断いたしております。

信達樽井線整備に係ります全体事業費についてでございますが、65億3,500万円となっております。その財源内訳につきましては、国庫支出金が27億9,500万円となっております、これは当初計画より2億5,400万円の増額となっております。

また、起債につきましては37億4,000万円となっております、当初の計画に比較いたしまして、国庫支出金が2億5,400万円増加した分だけ減額となっております。

起債の内訳といたしましては、臨時地方道路整備事業債が21億9,000万円、大阪府市町村施設整備資金貸付金が15億5,000万円となっております。

なお、起債のうち臨時地方道路整備事業債分につきましては、元利及びその利息額の償還に係る部分のうち30%が交付税算入されることとなっております、その分、市の負担が軽減されるということになっております。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 梶本市民生活環境部長。

市民生活環境部長（梶本敏秀君） それでは、私の方からイオンモール出店に伴う事業者対策についてお答えさせていただきたいと思っております。

今回のイオンモール出店の計画につきましては、いずれにいたしましても地元事業者は大きな不安を持たれているというふうな認識をしております。

商工会並びに本市におきましては、これまで出店計画に対し情報の収集に努めるとともに、イオンモール出店が地域や地元事業者に与える影響をかんがみ、出店内容の説明会や倉敷市での事例研究等を行ってきたところでございます。

このような中で、先般20日の日に商工会から要望書が提出され、イオンモール出店に伴う地域

振興策としてまとめられました。本市としては、この要望書をベースにまたこれからさらに協議を進めまして、振興策という形で取りまとめていきたいと思えます。

その主な概要といたしましては、商店街の活性化、専門店出店者にする支援、小売業者に対する支援、それから新たな商業施設の設置、これらのことについてではないかと思えます。

以上でございます。よろしくお願ひします。

議長（成田政彦君） 奥和田議員。

8番（奥和田好吉君） るる答弁を述べていただきましたが、再質問に入る前に一言申し上げます。

先ほど答弁の中で、DVの被害者に対する公営住宅の入居問題ですけども、これ法的に難しいということがあったけど、あんたもうちょっと勉強しなさいよ、これ。ただ部下に書かしたやつを読んでもだけではなしに、勉強してください言うたでしょう、この間来たときに。

昨年の2月の26日に国土交通省がドメスティックバイオレンスによるその問題について、いわゆる離婚成立前であっても低家賃の公営住宅に入居できるように各地方自治体に要請すると。決定してるんです、これ。もうちょっと勉強しなさいよ、こういうことは。

だから、質問してないことを答弁するのではなしに、どこをどういうふうな質問をしてるんやと的確にとらえて簡単に答弁してください。でない、時間がありませんよ。

質問に入りたいと思えます。

まず、幹部職員の育成でありますけども、私は余り触れたくない部分に触れてるんです、実は。職員の話は余りやいやいや言いたくない。言っときますけども、大半の職員は非常にまじめです。こういう人ほんまに課長になったら、あるいは部長になったらすごいな、もっと発展するのになという方がたくさんいらっしゃいます。

しかし、一部の中で、長年見ておっても、要するに邪魔しに行くけども、非常に迷惑をかけているけども、これ何回も助役にも言っております。直る気配1つもなし。この間、市長にも言いました。けども直る気配がない。そのまま。身内を

かばうということはよくわかりますけども、公共の財産を使うんですよ。

先ほど述べたように、公共の利益は市民全体の利益なんです。これを使ってるんです。ところが今、天地転動で逆になつてくるんですわ。市民が下になつてくるんです、今。職員がこうばつと来たかて偉そうにするような、そういうところが多々見受けられるから、この問題を取り上げたんです、実は。

もっともこれから時代というのは、幹部職員は特に自覚してもらいたいと思うんです。何をすべきなのか。今までと同じような状態ではなしに、幹部として、管理職として何をすべきなのかということをしつかりと考えてもらいたいです。そのために、幹部職員の再度の養成をお願いしてるんです。

例えば、特に管理監督職については、組織の強化と変化の推進者であることを自覚していただきたいんです。また、率先して自己研さんに努力していただきたいんです。と同時に、学習的職場づくりを進めていただきたいんです。

決して、全部がそうだと言ってるのではないんです。大半の方が非常に一生懸命やっらっしゃいます。中には頭の下がるような非常に立派な課長もいらっしゃいます。けども、一部でもこういうふうなけしからんのがおれば、はたの者がみんな腐ってくるんです。例えば、ミカンでもそうです。箱のどこへ詰めたら、どんと邪魔になるのが真ん中にほつとおつたら、はたは皆腐るんです。あの幹部見たら働く気せえへん、幹部になる気にならへん、職員が現実に出てきてるんです。立派な職員、これから幹部にしていけば、登用していけばすばらしい方もたくさんいらっしゃいます。そういう人の邪魔をしてもらいたくない。

再度お聞きします。この幹部職員の人材育成について、もう一度言ってください、これ。

議長（成田政彦君） 谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） 厳しい御指摘でございます。

先ほど答弁させていただきましたように、この幹部職員として要求される能力というんですか、それにつきましては、常に時代と、あるいは市民

のニーズを把握しながら、組織の目標を設定し、その目標を達成できるように、そういった組織をマネジメントできることであると、このように考えております。

そして、我々としましては、これは全職員、特に幹部職員、あるいはそれ以外の職員にもわたって、我々これからも研修に努めてまいりたいと、このように考えております。ですので、今後こういった職員が広い視野と専門的能力を持つために自己啓発を積極的にするとか、そういった機会の提供も考えてまいりたいと思います。

それと、あと先ほど議員御指摘のように、今、地方分権の時代というようなことを言われてますけども、そういった中で効率的に行政を運営し、あるいは市民の負託にこたえていくというためには、やっぱり我々がそういった個々の職員の資質の向上でありますとか、あるいは能力の向上を図ることが大事であるということも、当然我々としても理解しているところでございますので、今後も職員研修につきましては充実を図ってまいりたいと、このように考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

議長（成田政彦君） 奥和田議員。

8番（奥和田好吉君） それから、窓口対応ですけども、窓口対応の接遇というのは非常に大事です。これ、泉南市の顔になるんです。この対応によって泉南市はこんなもんかいなあと皆、思ってしまうんです。非常に大事です。この接遇マニュアル、泉南市独自の接遇マニュアルはあるんですか。

議長（成田政彦君） 谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） 泉南市の接遇マニュアルはあるのではないかと御質問でございますが、これにつきましては、昨年、本市職員も参加いたしました泉南地区5市の職員が広域研究活動を行いまして、その成果として提案型クレーム対応マニュアルの、名前としては「スパイラル・アップ」という冊子を作成いたしましたので、それを各部署に配布いたしております。

そして、その中でこのマニュアルといいますが……（奥和田好吉君「中身は結構です」と呼ぶ）はい。そういうのを配布いたしております、こ

れから接遇とかの対応に努めてまいりたいと、このように考えております。

議長（成田政彦君） 奥和田議員。

8番（奥和田好吉君） だから、言ってるんです。これ、読みました。ずっと全部読みました、これ。岸和田から阪南市までの5市でつくってるんです。中にはいいこと書いてるんです。なるほど、なるほどなどということを書いてるんです。

このとおりに実行すれば、今言うてる不満が皆これで、いわゆるクレームに対しての対応も書いてます。要するに研修をどうしてるんか。泉南市独自として、この接遇マニュアルというのは非常に大事なんです。

公共のそういう財産を使って運営しているんやから、そのために市民が来られたら、市民が満足して帰るような、そういう接遇の対応をしていただきたい。そのために泉南市独自で接遇マニュアルをつくって、こうですよということをしっかりと職員に研修をしていただきたい。

でないと、こんなもんが年に1回やって、それだけで済むか。そんなもんじゃないんです。ええことを書いてるけど、これを毎日読むようなぐらいで、対応する方々が納得して市民に当たらんことには、あったかて何も意味ないんです。そうではなしに、泉南市独自でそういう接遇のマニュアルをつくれぬのかどうか、お聞きしたい。

議長（成田政彦君） 谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） ただいま紹介させていただきましたこのマニュアルにつきましては、職員の接遇マニュアルの1つとして、クレームが起きたときの状況について、幾つかの例を示しながら、その状況からいかに迅速に対応するか、あるいはまたいかにクレームの拡大を防ぐことや再発を防止することについて、それを研修するマニュアルと考えております。

その中で、職員同士が議論する中で、クレームを受けないよう、あるいはまた未然に防ぐための心がけを学ぼうとするマニュアルでありますので、今後ともこのマニュアルでもって1つの接遇の研修を実施してまいりたいと、このように考えております。

議長（成田政彦君） 奥和田議員。

8番(奥和田好吉君) もう時間が迫ってますので気ばかり焦ってんねんけど、ちっとも前へ進めへんわけや、答弁悪いから。

次に、行財政改革ですけども、これの人件費です。歳出総額の3分の1、これが市職員の人件費になってるんですね。職員減ってるけども、パートをふやしたら何もなれへんわけや。

それからあんた、これ見ると、いわゆる超過勤務が物すごく多い。1つも減ってへんわけや、全然。何でなんですか、これ。そんだけ仕事かふえて忙しい、忙しいですか。部署によっては五、六人集まってワイワイ騒いで、いわゆる接遇で来てる人にも迷惑かけてるような場面を見受けます。部署によっては、こんな人要らんの違うかいなと思うぐらいの手余ってます。何やそんなに暇なんかいと、こう声かけます、私ら。どうなんですか、これ人件費。市税収入の65.4%までが人件費というのは、どうですなんですか、これは。

議長(成田政彦君) 以上で奥和田議員の質問を終結いたします。

1時まで休憩します。

午前11時54分 休憩

午後1時 再開

議長(成田政彦君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番 北出寧啓君の質問を許可いたします。北出議員。

12番(北出寧啓君) それでは、市民わの会を代表いたしまして、ラストバッターということで質問に入りたいと思います。それでは、もう入りたいと思います。

まず第1に、財政危機について。

昨年、府の管理下で新たな財政再建案が出され、5年間で財政赤字を黒字に転換するとかけ声だけが華々しく虚空に響き渡りましたが、私たちはしょせん根拠のない絵にかいたもちだと批判してきました。

時宜を外さず、農業公園の凍結あるいは中止、清掃業務の民営化、幼稚園・保育所の統廃合や一元化等、さらにはニューパブリック・マネジメント、行政評価の流れを受けた一部民営化による公と民の競合などを矢継ぎ早に実施していれば、こ

の財政破綻は防げていたでしょう。

私たちは三、四年前から福祉国家の危機、つまり高齢化に伴う福祉予算の飛躍的増大、それに反比例するかのようにそれは自然なことなのですが、経済成長の鈍化による10%の税込減、そうしたことによる財政危機の深刻さを指摘してきましたが、残念ながら一昨年度、昨年度、そして今年度の歳入構造を見れば、市税10億円減がほぼ全貌をあらわしてきました。にもかかわらず、一般会計約200億円に占める人件費約65億円は、奥和田議員の指摘されたように身分不相応であります。

しかし、もう手おくれというより、いつまでこのようになっていたらくが続くのでしょうか。14年度決算では、7.9億円もの累積赤字が出ました。ことしだけでも13.6億円の赤字で、それを公共施設整備基金や公債費管理基金などの積立基金を8.7億円も使い果たして、帳簿上は4.9億円の赤字に圧縮した結果です。それに一昨年度からの赤字を加えて、帳簿上の累積赤字が7.9億円になりました。これで公債費管理基金は完全に底を割り、公共施設整備基金が4.8億円程度残るだけです。これも来年、農業公園、砂川駅前等でその大半は使い果たされ、ほぼ終わりを迎えることでしょう。つまり、再来年からは公共工事はほぼできなくなってくるのではないのでしょうか。改めて、残されたわずかな整備基金をどのように使うのかを確認したいと思います。

昨年の税収は一昨年の100億円から95億円に、ことしはさらに90億円にまで落ち込むことは必至です。もちろん、足りずの一部は、通常では標準財政規模約120億円に見合っただけで地方交付税交付金で補われるでしょうが、情けないことに府下平均を大幅に下回る収税率では、交付税による補てんも単純には考えられません。そして、来年度はいよいよ一般会計の赤字を補てんする積立基金もなく、このままではいよいよ財政再建団体に転落する可能性が高まってまいりました。

第1に、財政再建策もまたまた絵そらごとで終わったこの責任をどうとるのか。まず、再建策をつくった枠組みの根拠を明示するとともに、なぜ1年足らずのうちにかくもたやすく破綻したのか、

当局の説明を聞こうではありませんか。

次に、このような財政状況の極限的な悪化の中で、紙に書いた財政再建計画は当然修正を余儀なくされていますが、もはや新しい再建計画は、小手先の策ではなく、とりもなおさず改革を断行しなければならないはずの基本的な部分である清掃業務の民営化と幼稚園・保育所の統廃合及び一部民営化、そのことを通した公と共にによる競合が図られる必要があります。その点の当局の考え及び計画を施策の細部にわたってお示し願います。

それとも、税財源と比べて過剰な人件費をそのままに、財政再建団体に陥ることで給与の2割あるいは3割カットという一種のワークシェアリングを敢行しようとしているのか、その点の選択肢をお聞かせ願います。大半の職員が何の改革への気概も持たず、給与カットも仕方がないとなすがままの気分ではどうにもなりません。まさに職員文化の改革が問われています。どのような改革があるのでしょうか。

あるいは、本市としての独自再建はもはや不可能事に近く、次の2つの選択、つまり大阪府にはりんくうタウン開発に当たって2市1町は財政再建団体にさせてはならない、させない、あるいは合併もやらせてはならないという大義名分、特段の配慮がありますから、それに期待するのか。あるいは、泉佐野市以南の財務省である田尻町を巻き込んだ2市1町での合併により破綻を回避するのか。この2つの選択肢しかもはや残されていないのかもしれませんが。

あるいは、おくれてきたパブリック・マネジメント、行政評価を早急に実施するかに突破口の一端が見つかるかもしれませんが、しかし、もはや財政再建団体の転落を前に有効な時期は逸してしまっているでしょう。しかし、それは合併があろうがなかろうが、取り組まなければならない課題、世界的に見ても20年、日本の枠組みでも8年おくれの、しかし不可避の戦略であります。

このような危機的状況に、事業評価、事務事業評価のイロハも知らず、有給休暇を丸々20日間もとることが、法的には保障されてるとはいえ、今、市民に対して許されることなのか。ちなみに、そうした職員の割合及び職員の有休休暇の平均日

数をお示し願いたいと思います。

次に、市町村合併について。

現在、議論されている財政問題、合併による人件費減とか経済性、効率性といった問題の大方は明らかになってきているので、今回、市町村合併をどうとらえるかについての議論を行いたいと思います。

それは、端的に地方自治の原理的理解と深く関連しています。当たり前の話ですが、地方自治とりわけ団体自治の運営は、憲法第92条にある地方自治の本旨に基づいて行わなければならない、決して憲法に反することではならないわけです。

中央政府に対する地方政府、つまり団体自治の自治権の保障、また地域社会では住民が主体となる自治、つまり住民自治の保障が第1に優先され、首長や議員には団体自治と住民自治の原理を反すうし、深めることが本務の1つであり、この時期にはとりわけその考えを問いただされざるを得ません。民主主義、国民主権とはそもそもそういうことであり、民主主義の学校としての地方自治が機能するゆえんであります。

合併論議にはこの点が不可欠で、この観点のない合併論議は不毛かつ軽薄であり、単なる財政危機に触発された時代錯誤の官僚主義にしかすぎないと考えざるを得ません。そこには、決して地域社会の、敷衍しては国の100年のあり方が見えてきません。この点、当局の合併論議に当たっての住民自治の原理的並びに施策的展開をお示し願いたいと思います。

さて、住民自治を考えると、財政危機とともに自治の根づき、つまり市民社会からの公共なるものの組み立てが行政側にも市民側にも問題となってきています。なぜなら、自治とは、個別社会の共同的な課題を住民参加による協働で解決を図るものであるからです。

しかし、江戸時代の農村共同体的自治並びに自治組織は、二重の意味で解体してきました。1つは、近代市民社会の成立に伴う契約を本質と件とする個人の自由な経済活動。現代的にはグローバルズム。もう1つは、制度的問題として、山形有朋らによるドイツ・プロイセン国家の影響を大き

く受けた明治の市制・町村制以来の官による公の独占でした。また、戦後は、福祉国家の実現で、旧来の共同体的課題はそのほとんどが国家に収れんされてきました。その結果、国民、市民はすべてはお上がやってくれるものという行政依存と政治的無関心を身につけてしまったのです。

しかし、旧来型の福祉国家は存続し得ない。しかも、お上頼みの市民の意識は並大抵では変わらない。この深刻な亀裂をはらむ現状を住民自治を基軸にいかにして変革していくかが問われてきているのです。それは、旧来の含意の乏しい、かつ主体形成の契機を欠いた市民が主人公とは一線を画します。

さて、新たな次元での民主主義の主役である市民との協働をどう考えるのか、お答えください。

そのきっかけとなるのは、多元化した社会における忘れられた公共性の個別的課題を通しての形成とそのネットワーク化であり、そうした諸課題は不可避免的に公共的性格を帯びざるを得ず、必然的に自治体職員の参画が要請されてきます。この場合、自治体にとっては個々の職員が地域社会で新たな公共性の生成をいかに目ざとく発見し、市民と協働し、拡大し、どのようにネットワーク化が図れるかが問題となってきます。もはや国家や自治体、官僚や公務員が単独で規範を垂れて、擬制の公を敷衍する幻想は地に落ちています。今後、官が起点となる公共性の構築はほぼあり得ません。

しかし、行政権力だけは独占しているわけですから、大量生産、大量消費の時代が終わり、大幅な税收減で旧来の施策展開に陰りがあらわれ、その陰影を日増しに深める今、職員の市民との協働がいかに大切かの認識を新たに、地域発の公共性、旧来の言語使用と区別するなら共の構築をすることが肝要でしょう。

さて、古典的な協同体的紐帯がほぼ解体し、個人が孤立して生きる地域社会で公共性を再構築するためには、外来語ではアソシエーションと言われるもの、いろんな協会やNPO、今では商工会連合会等、その他もろもろの団体並びにその活動をまずは的確に把握し、いかに協働が成り立つかを検討しなければなりません。今日の用語でいえば、ローカル・ガバナンスの再布置が時代の根源

に差し込む基本的な位相として浮上してきているのです。こうした諸点について、当局の方針をお聞きします。

これをさらに社会倫理的な観点からいえば、私と公の間にある、今では公共性の共と言われる部分をいかに自治の中に根づかせていくかが問われているのです。そして、この現実化には、厳密な意味では住民主体ではないにせよ、その先導役として自治体職員のミッションが問われています。なぜなら、一地域においてその社会的、歴史的枠組みや、その役割を一番明瞭に理解できるのは自治体とその職員だからです。

旧来、官治型自治の中でぬるま湯につかっていた自治体が、市民の税によって成立し、その請託を受け、日本の衰亡の中で皮肉なことに市内の最大企業になっていることからいっても当然であります。この点について何かお考えがあるのか、お聞かせ願います。

奥和田議員の質問と一部重複しますが、哲学的に少し触れておきますと、かつてカントは、理性の公共性使用と私的使用を区別していました。私的使用とは、公務員の文脈では単に自治体や職員組合を守るために理論を組み立てること、公共的使用とは、市民の公共性の実現のために理性を使用することです。公務員は、地公法をまつまでもなく、当然市民のために理性を運用しなければなりません。その点、市長の職員に対する考え方を再度お尋ねいたします。

最後に、行政評価のこのころについてお尋ねいたします。

昨年度、行政評価にかかわって予算が初めて計上され、コンサルが入り、庁内にワーキングチームが結成され、一定の活動が開始されました。あるいは、今回の使用料・手数料値上げについては、行政評価の基礎であるコスト計算を駆使して公私の比重を考慮しながら金額が決定されました。おくれはせながらであれ、本市の行政評価の出発点が画されたことに間違いはありません。

一方、はるかに重要な機能である事務事業評価や事業評価についてはいまだ不問とされ、10数名の係長、係員クラスでの議論はあるものの、庁内権限委譲の対象である管理職クラスに行政評価

システムのイロハさえ周知徹底されていないことは、ゆゆしき問題であります。福岡市では、まず合宿をして管理職研修を徹底することから始めました。合宿による集中学習等管理職教育について、今後の施策を御説明願います。

また、当面できる課題としては、事務事業評価はさておくとして、庁内の部長への予算配分の権限委譲、課内のフラット化だと思いますが、その点いかがでしょうか、お答えください。

さて、今回の議論は舞台を変えて、住民自治の観点から一足飛びに行政評価の主体としての住民との関係で行いたいと思います。

評価主体は、当初は事務事業評価に見られるように職員自身ですが、次にベンチマークに見られるように、今、全国的にも評価機関としての議会がなかなか機能しない中、市民が第三者評価者として登場しています。この場合、こうした評価は必ずや協働、参画につながり、市民や企業が参加するローカル・ガバナンスの再編成に寄与することは間違いありません。

行政評価が始動して1年近くが経過しましたが、行政内部ではまだまだ遅々として進みません。したがって、行政内部の事務事業評価や事業評価と同時に住民との協働、参画をも目指した行政評価の新たな広がりを展望した施策づくりを考えることが不可欠です。どこの自治体でも市民が主人公とは言いますが、その制度的担保をどうするのかということが大抵不問にされています。行政側の施策をお示し願います。

これで演壇の質問を終わりたいと思います。的確な答弁をお願い申し上げます。どうも御清聴ありがとうございました。

議長（成田政彦君） ただいまの北出議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） まず、市町村合併についてお答えを申し上げたいと思います。切り口が若干違うということも踏まえて御答弁をしたいというふうに思います。

市町村合併の問題につきましては、現行の市町村の区域と実態としての地域との乖離が生じて、効率的な政策が展開できないなどの機能論から議論されているところでございます。

しかし、基礎的自治体に大きな自治権を付与することが地方分権の本旨であります。住民自治の観点から、住民が帰属意識を有するコミュニティなどの地域社会において、住民が連帯意識を持ちつつ、行政と協働により地域社会を支えていくことは、今後のまちづくりにおいて極めて重要なことであると認識をいたしております。

合併により市町村の規模が大きくなった場合においても、地域に密着した問題を住民参加のもと住民と行政が協働のもと取り組んでいくことで、住民自治を基本とした地域社会を形成・維持することは可能であると考えております。

また、合併後のまちづくりを具体的に考えますと、少子・高齢化社会の到来を迎え、今まで以上に地域社会の果たす役割は大きくなるものと考えております。すなわち、行政でやるべきこと、地域でできること、個人でできることを峻別し、地域住民の自発的意思に基づき、行政との協働化による施策展開も考えていく必要がございます。みずからのまちづくりをみずからの手で形づくっていくことこそが、真の地方自治だというふうに思っています。

市町村合併の問題につきましては、スケールメリットの観点からのみ、あるいは財政面からのみとらえることなく、地方分権や住民参画による住民自治の充実や住民の自主的な自治活動を中心とした地域づくりなどの観点からも議論し、地域社会と市町村のあり方を見直し、行政と地域住民が連携・協働して個性豊かな地域社会を創造していくことが重要であるというふうに考えておりますので、そういう視点からも市町村合併を考えていく必要があるというふうに思っております。

次に、職員に対する考え方ということでございますが、前の質問者にもありましたように、我々といいますが、公務員は憲法及び地方公務員法によりまして、公務員は全体の奉仕者であり、公共の利益のために勤務し、職務に専念することとされております。このことは、いかにすれば市民が幸福に暮らすことができるのかということを中心に考え、行動することではないかというふうに思っております。

そのためには、みずから住民のニーズを把握し、

地域の課題を発見し、あるいはあるべきビジョンを描き、解決する政策を組み立て、その政策について説明、また説得し、そしてその政策を実行することにあるというふうに考えております。

そういう意味で、職員の皆さんは、単なる日常の業務をこなすということだけではなく、今言いましたようなことも含めて、これからの時代は職員としてそのあるべき姿であろうというふうに考えております。

したがって、その点も踏まえて今後、我々自治体とそれから職員、市民との関係について改めてもう一度考え直し、そしてさまざまな場面でこういうことが実践できるような体制づくり、あるいはこれからの人事行政の方に生かしていく必要があるというふうに考えております。

議長（成田政彦君） 大前財務部長。

財務部長（大前輝俊君） 私の方から、財政問題について御答弁申し上げます。

まず最初に、公共施設整備基金の活用方法についてということですが、公共施設整備基金などの基金につきましては、一般財源の不足を補う形でここ数年間、基金の運用を行ってまいりました。しかしながら、議員御指摘のとおり、公債費管理基金につきましては、平成15年度当初予算の財源としてほぼ使い切りとなっております。また、公共施設整備基金につきましては、平成15年度末時点で御指摘のとおり残高が約4億8,000万円と見込んでおります。したがって、事業実施に伴います一般財源を基金で賄っている状況から、平成16年度以降の事業につきましては、事業の優先順位を慎重に精査する中で進めていく必要があると認識をいたしております。

次に、平成14年度決算と健全化計画に大きな乖離が生じた要因ということですが、昨年、新たな市民サービスの提供や政策課題への柔軟な対応が困難なこと、また積立金の活用による財政運営の限界が近づいてきたことなどから、このまま推移すれば、平成18年度には財政再建準用団体への転落が予想される状況にあることから、財政健全化計画を策定したところでございます。

今回の平成14年度決算におきまして健全化計画との大きな乖離が発生いたしており、財政状況

はさらに悪化していると言わざるを得ない状況でございます。財政健全化計画は、施策や事務の効率化、負担の公平化、府内市町村との均衡などの観点から取り組むべき内容を盛り込み、策定したものでございます。

今回の乖離の原因でございますが、歳入における収収が予算対比で約6億7,000万円の減収となったこと、また歳出面で早期退職における退職金が4億9,000万円に上ったこと、さらに生活保護費の増加が1億3,000万円、介護保険特別会計や下水道事業特別会計への繰出金の増加が1億6,000万円、住宅訴訟の和解金8,000万円などがその主な原因であろうと考えております。

昨年策定いたしました健全化計画につきましては、平成13年度の決算額をローリングし、また年度途中ということもあり、一定の予算措置がなされていたことから、その数値を基礎といたしまして積算を行ったもので、現行制度によりどの程度の収支になるかの予測を行い、健全化期間であります平成18年度までの数値を積み上げていったものでございます。

今後、平成14年度の決算状況を踏まえまして、新たな市民サービスの提供や政策課題への柔軟な対応が可能となるよう健全化計画のローリングを行いまして、健全化計画の理念であります赤字体質の改善と財政構造の改革を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 津野行財政改革推進室長。財務部参与兼行財政改革推進室長（津野和也君）

私の方から、財政問題のうちの行財政改革についての件と行政評価、2点について御答弁を申し上げます。

まず、第1点目の行財政改革の件についてでございますが、本市の行財政改革につきましては、既に御承知のとおり、一昨年に行財政改革大綱及び同実施計画を策定し、事務事業の見直しや財政の健全化、経費の節減合理化等、各改革項目について鋭意取り組みを進めてまいりました。

しかしながら、一定の成果は得られたものの、景気の低迷、不況の長期化などによる市税収入の減少などにより、新たな行政需要への対応は極め

て困難な状況となっており、財政基盤の強化と行政運営の体質改善が急務となっております。

財政健全化計画は、行財政改革の重要な柱である財政の健全化をさらに推し進めた計画としてお示ししており、職員の人件費抑制や事業の見直しを中心とした経費削減項目が中心となっておりますが、財政構造を既存の枠組みの中で改善することとあわせて、自治体の役割や構造そのものの転換が重要であり、根本的な構造改革を推進しなければならないと考えております。

そして、民間委託、民営化は、単なるコスト削減だけではなく、構造改革の中核的な手法であると考えており、情報公開により行政サービス購入者としての市民の御理解を得ながら、行財政改革大綱、同実施計画に掲げております項目に限らず、鋭意推進してまいりたいと考えております。

いずれにしても、改革の推進には職員意識や先生御指摘の職員文化の変革が不可欠であり、市民の負担によって行政が運営されていることを徹底するとともに、成果志向や市民満足度の向上などに発想の転換ができるような仕掛けや改革への動機づけが得られる仕組みなどを今後とも検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、行政評価についてでございますが、近年、民間企業の経営手法を可能な限り自治体の行政運営に取り入れ、行政運営の仕組みを改革していこうという試みがパブリック・マネジメントとして行われるようになってきており、自治体が経営という感覚を持つことによって、顧客である市民が望んでいるものを可能な限り低コストで提供し、その結果を次のサービスに生かしていくという民間企業の経営手法を行政経営の手法として積極的に取り入れていくことが必要であると考えているところでございます。

行政評価につきましては、このようなパブリック・マネジメントの実践の1つとして、本市におきましても平成14年度より取り組みを始め、事務事業の結果がどのような成果をもたらし、さらに上位施策の目的達成にどう結びつくのか、また施策を達成するためにはどのような事務事業が有効なのかなどを評価する施策評価と事務事業評価を一体的に行う評価手法等の導入に向けての基本

方針を取りまとめたところでございます。

また、行政評価を効率的に進めるために、この7月からは職員研修を計画的に実施し、本年度予定しております全庁的な試行評価へつなげてまいりたいと考えております。

行政評価導入に向けた研修につきましては、成果に基づく行政経営、職員の意識改革等を明確に示しながら、まず管理職研修として行政評価の位置づけや管理職の役割及び各課等の実際の施策、事業を取り上げ、目的、成果、成果指標など自分の仕事は何のためにあるのか、どのような成果を上げているのかを具体的に徹底して考える機会を管理職に提供するとともに、今後の行政経営、マネジメントの責任者として、一過性ではなく絶対に避けては通れないことを自覚してもらうことで、自己変革への動機づけが得られることに重点を置いた研修を考えているところでございます。課長代理級、係長級、一般職員への研修とあわせて数回実施をしていく予定であります。

また、行政評価の市民との協働についてでございますが、行政評価システムによる施策評価や事務事業評価により、現在のまちづくりの成果の現状推進や問題、課題などの評価結果を明らかにすることにより、行政の説明責任を果たし、より多くの市民に行政に関心を持ってもらうことで、市民の行政への参画が促進されるものと考えているところでございます。

具体的には、職員の評価能力が一定向上した段階になるとは思いますが、行政と市民代表による例えば施策評議会などで、施策の目的やその目的を達成するために市民と行政との役割分担はどうあるべきか、市民みずからがよりよいまちづくりのために何をすべきかなどの点を検討し、施策展開を図っていけるようなイメージの会議がよいのではないかと考えているところでございます。

また、部課長級への権限委譲でございますが、数年前に一度、経常的経費の枠配分を各部単位で実施したことがございましたが、事業の選択や重点化、予算の部内調整等の機能が十分果たせるものであると考えられるものでありましたら、今後実施に向けて検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） 北出議員御質問の財政問題の中で1つ、年次有給休暇の消化状況の御質問がございました。

休暇につきましては、勤務時間あるいは給与等と並ぶ勤務条件の1つでありまして、休暇の意義と申しますのは、職員側に発生する事由により、割り振られた正規の勤務時間を正当に勤務しないことが相当であると認められる場合に、休むことの権利ないし勤務条件として保障することとされたものであります。この意義に沿いまして、職員にはそれぞれの職場の所属長の管理のもとに休暇が付与されます。年休は労働者に保障されたものであり、各職員は休暇の意義を十分に認識しながらその取得を行っております。

休暇の取得状況は、職員各自それぞれ取得日数はまちまちでございますが、職員全体で平均13.4日で、管理職は平均10.2程度の消化割合と、このようになっております。

それと、あと市町村合併の中でローカル・ガバナンスの御質問がございました。

ローカル・ガバナンスについてでございますが、まちづくりはコラボレーション、すなわち協働という発想からも住民との連携・協働によるまちづくりを進め、住民の直接参加による住民自治を担保することにより、基礎的自治体の行政能力は強化できるものと考えております。

近年、NPOやボランティア、またコミュニティとの協働のもとに施策を展開されている例が多々紹介されております。本市におきましても、各種の施策を展開する中で必要な場合にはそういった協働ということも導入してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

議長（成田政彦君） 北出議員。

12番（北出寧啓君） それでは、財政についてから再質問させていただきます。

財政再建化計画を見ると、例えば経常収支比率が本年度は99.1になってますね。来年が95.1、それから95.5、93.2というふうになっております。

ところが、およそ今まで出た数値から予測されることは、経常収支比率は104ぐらいになるのではないかと。この乖離は甚だ巨大ですよ。いろんな事情をおっしゃる。退職金だとか、税収入減だとか、これは大半予測されたことなんですよ。少なくとも私は予測しておりました。当然、当局もこれぐらいな予測は可能であったと思います。で、なぜこのような乖離、落差が生じたのかということの御説明は、そういう意味からいって不明瞭であります。

考えられるのは、財政再建5年計画ですね。この最終ゴールに合わして年数で指数を割っていくという単純な机上計算を行ったのではないかと。それに各数値を集めて組み立てたのではないかとしか考えられません。その点の計算手法を改めて御説明願いたいと思います。

かつ、この状況であれば再来年どうなるのか。泉南市の標準財政規模が大体120億ぐらいですから、市町村はその20%の一般会計の赤字計上をなされれば財政再建団体と。都道府県は5%ということでございますが、というと約24億円になります。

先ほど私も指摘しましたし、御説明もあったように、減債基金はほぼありません。公共施設整備基金だけが約4.8億円残っております。来年これをどのような一般会計を含めた総体として運用する。当然、どういう形で配分されて、どれぐらい残るのか。そうすると、再来年がどうなるのか。減債基金がほぼゼロですね。再来年は、公共施設整備基金が恐らくそれに近い状況になると思います。そうすると、どのように2年後のことを考えていらっしゃるのか。大阪府は特段の配慮ということでございますから、財政再建団体への転落を、死に体の市を延命装置を使って救命するという形になるのかもしれない。

ただ、そこで問題なのは、仮にそういうことが、特段の配慮をきちっと守っていただいて財政再建団体転落は一応見送られたとしても、病的な、内部において自己改革をできないという枠組みに対して、その辺はどのように考えていらっしゃるのか、その点についてお答え願いたいと思います。まず、そこから入りたいと思います。

議長（成田政彦君） 大前財務部長。

財務部長（大前輝俊君） まず、1点目の税収の減、当然予測できたことじゃないかということで、その辺の乖離の生じた理由というんですか、その辺が不明瞭ということでした。

私たち予算編成するにつきましては、税、主に市税が1番収入の根幹なんですけど、社会の運営経費を担税力に応じて負担していただくというようなことから、当然行政として本来あるべき姿として、収納率というものを一定前提にいたしまして予算編成いたしております。

この予算編成、どのように前提に置くのかということですけども、確かに泉南市の収税率は平成14年度で82%余りと前年度よりわずかにアップしたんですが、平均と比べては少ないということで、私たち平均 予算編成するにつきましては、泉南市の徴収率に応じたままで予算編成をするのであれば、結果としてそのような状態で推移していったら、結果的に税収もそのまま公平、公正な観点から収税率がさらに落ち込むのではないかなというふうな、そのような危惧するところがありましたので、努力目標ということで一定82.何%よりも85%程度を想定いたしまして、予算編成いたしております。

今回、景気も悪いこともありまして相当落ちるであろうということは予想してたんですが、さらに収納率が伸び悩んだということで、今後景気の悪化等の各種の要因、もう一度分析というんですか、的確に予測できるよう要因等分析いたしまして、基本的には歳入に見合った歳出で組み直していかねばならないと考えております。

2点目の16年度の経常経費の推計とか基金の状況とかでございますが、現在、今の状況ですと、すべて基金も使い切るといような状況になりますので、公共施設整備基金につきましては、今の見込みで4.8億ということですので、その辺については一般財源的な扱いで、健全化計画の中で4.8億円の範囲で……（北出寧啓君「用途決まってるでしょう。ちょっと具体的に言ってほしい」と呼ぶ）いや、用途で、前回の健全化計画では一応20億円の事業量ということで決まっておりますが、今回このように結果的に基金も落ち込んで

まいてますので、その辺、再度精査して見直していくということが必要じゃないかと考えております。

16年度以降の推計ということですが、今のところもう一度組み直していくということで、健全化計画の推計の各財政指標しか持っておりません。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 北出議員。

12番（北出寧啓君） 神田助役、この再建計画は、私としてはもう破綻したというふうに判断せざるを得ないんですけども、その辺の御見解をお願いいたします。

それと、これ答えがあいまいなので、財政課がどのような議論をされてるのかよくわからないんですけども、まずこれを打ち破るためには、民営化等の先ほどもう最初に提案さしていただいた、かねがね議会でも長年にわたって指摘されている事柄についてどうされるのか。私も真砂議員なんかも、現業職から一般職への配置転換等を含めて、公務員の身分保障をした上で民営化に入るべきだというふうにかねがね指摘さしていただいてまいりました。（和気 豊君「農業公園も指摘せなあかん」と呼ぶ）当然そうです。農業公園ももちろんそうです。

ここで、旧来の考え方として私はおかしいと思うのは、民営化ということが、あるいは今市民的な公共性ということが語られる中で、NPOやいろんな団体の動きがあって、官が公を独占できないと。公共性のあるものを市民社会の民の協力で新しくつくっていくと。

特に、福祉国家が崩壊してきて財政的余裕がないからこそ、逆にそういうことがますます一層問われているということで、民営化は何も悪いことではない。民営化における活性化と、旧来の官の公と民による共の競合によって新たな公共性を構築していくということが、地域の、あるいは日本の未来へとつながっていくものと私は考えております。

それを踏まえた上で、民営化等、この財政再建をあくまでまだ生きていけると、これは破綻していないんだというふうに表明されるならば、具体的な踏み込んだ答弁をお願いいたします、神田助役。

議長（成田政彦君） 神田助役。

助役（神田経治君） まず1点目、現在の財政健全化計画がもう既に破綻したのではないかという北出議員の御見解でございますけども、この計画を当初つくりますときに私ども強調してまいりましたのは、当然、税収減もございましょうし、あるいは急遽事業を実施しなければならないような場合もございましょう。しかしながら、この健全化計画のフレームで、エッセンスと申しますか、これはやはり財政構造の改革、それと赤字体質からの脱却と、これが健全化計画のエッセンスと考えてございます。

そういう意味で、平成16年度の実質収支の黒字化、それと平成18年度の経常収支比率の93.2%への引き下げと。この部分については、この部分が達成できないということであるならば、北出議員御指摘の破綻をしているという批判は甘んじて受けなければならないというふうに思いますが、我々現在ローリングの作業をしております。その中で、この目標というものを変えるつもりはございません。

そういう意味で、健全化計画が現時点で破綻したというふうには考えてございせんし、これからでも、そういうさまざまな取り組みをすることによって、健全化計画のフレームについてはぜひ達成したいというふうに考えてございます。それが1点目でございます。（北出寧啓君「政策的な根拠も言っといてください」と呼ぶ）

それから、2点目としまして、その具体的な今後の財政を健全化するに当たって民営化ということについての御指摘がございました。これにつきましては、御指摘がありましたように、やっぱり現在従事しておられる職員の処遇というものが大きな問題になるとは思いますが、そういった方々が新たな分野で能力が最大限発揮されるよう十分な配慮を行うことが不可欠でありまして、職種がえ及び職員採用を控える、退職補充を抑えることによる必要部署への職員の配置転換などの実施に当たっての方策を関係団体と協議の上、早急に打ち出してまいりたいというふうに考えてございます。

したがって、健全化計画の期間中にできる

だけ多くのそういう民営化、あるいはいわゆるアウトソーシングですね、そういったものは今後も着実に実施をしてまいりたいというふうに思っております。

現在の健全化計画の中には、その辺が、物件費の減少でございますとか、あるいは負担金の減少というようなことで漠々と書いてございますけども、今回のローリングの作業の内容につきましてはその辺についても具体的に打ち出してまいりたい、このように考えてございます。

議長（成田政彦君） 北出議員。

12番（北出寧啓君） 一応この財政再建計画は破綻していないということでございますから、平成16年度は経常収支比率が95.1だということですね。ことしは、ほぼ104あるいは5にいくと思います。だから、来年は10ポイント下げる努力をしなければいけない。そのためには何をやらなきゃならないか、もう課題は明らかであります。そのように改革断行されることを希望しております。

これから算定基準の収税も、今大前部長が言われたように、これ85%計上するなんていうのは、余りにも現実と乖離したような判断だと思しますので、私はそういうふうな組み立ての中で財政再建5カ年計画を立てたというふうに考えておりますのでね、合わせるようにして。だから、破綻してきたんだと。これ以上ローリングして厚化粧しても、厚化粧するたびにひびが割れてくるというふうに思いますので、抜本的な手術をしなければ構造改革、財政構造は変わらない。それは神田助役もおっしゃったことだと思いますので、政策を策定者なりとしてやっぱり抜本的な改革を重ねて断行していくように要請いたします。

それと、この間も、例えば単純なことですけども、職員文化の変化、改革云々というのを今津野室長がおっしゃられたわけですけども、例えば前回指摘されました公務員の就業開始時間8時45分、15分間の休憩で9時から始まるということであれば、8時45分前には登庁してなきゃならない。にもかかわらず、いまだに9時前に来てタイムカードを押して、それから車を置きに行って、9時回ってもあそこの道路を歩いているとい

うのは、市民からも指摘されております。

こういう基本的な、職員文化の変革以前の職員の良識の問題なんです。これ自体、これぐらいを管理職はなぜ指揮できないのか、指導できないのか。それぐらいにいたらくなのか。その辺、お聞きしたいと思います。

それから、権限委譲の問題は、一たんやったと。しかし、返ってきたということであれば、これはもう部長が1つの財源を各部に割り当てられて、その部長の判断、采配によって、この部は今年度はこの課を重点施策を配備するという形で財の配分をしていくわけですよ。こんなことができない部長なんてやめたらいいんですよ、はっきり言って。それを部長ができないからそういう改革がまた後戻しになるといった、こんなハレンチきわまる話はありません。その辺をどう思ってるのか、改めてお答えください。

議長（成田政彦君） 谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） 職員の勤務時間、それから出退の分につきましては、今議員が御指摘になった分につきましては、8時45分からの勤務時間ということになっております。それで、今現在我々にとっているのは、15分間の休憩時間というのを前に持ってきてそういうふうに対応しているということですが、ただ、そういった指摘されることにつきましては、我々また十分それは庁内の方で指摘してまいりたいと、このように考えております。

議長（成田政彦君） 北出議員。

12番（北出寧啓君） 3月議会で指摘させていただいたんですけども、その点踏まえた何らかの処置はされたんですか、お聞かせください。

それと、やっぱり本会議中だけでも、議員の車は駐車したいと思うんですよ。我々できないんですよ。全部が入らない。ここの庁舎内、市民の駐車場も手狭ですよ。教育委員会のあの裏のここは市民用の駐車場なんですか、職員用の駐車場なんですか。その辺もちょっとお聞きしたいんですが。

議長（成田政彦君） 谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） 勤務時間の最初の御指摘の分については、今我々としても検討をさして

いただくということで御理解のほどお願いしたいと思っております。

それと、駐車場のことにつきましては、職員の駐車場については、今現在、都市開発公社のところに職員駐車場として確保しております。そのところとか、あるいは今後、職員の駐車場をどうするかということも含めて、これからもまた検討をしていきたいと思っております。

それと、あと教育委員会の裏につきましては、主には市の公用車を置くスペースが、ちょうどあはれ木を植えられているところ、あの辺に確保しております。それと、あと一定職員の場所も確保しておるといってございまして。

議長（成田政彦君） 北出議員。

12番（北出寧啓君） 市町村合併についてお聞きしたいんですけども、中央・地方関係で一定の広域化は避けられないというのが、財政状況を考えたら判断せざるを得ないところはあります。

それはそれといたしまして、ただ問題は2点ほどありまして、今御指摘を受けた、これ再建計画は破綻していないというふうに、だからできるんだというふうな答弁でございましたから、例えばそういう積み上げの上で合併するということが基本的に1つ大事なことだと思いますし、もう1つは、先ほど市長も答えていただいたんですけども、やっぱり住民自治という観点を入れていかないとだめなんで、しかもそれが単なるサービス対象とか、あるいは行政評価で言う顧客とかじゃなくて、やっぱり主体的に行政とともに担っていくと、まさにコラボレーションという枠組みでつくっていく。この市長にあっては、特にその住民自治の観点をやっぱり尊重されて、重視されて施策的に挿入されていくというふうな形で、合併問題をもうちょっと幅広く厚くしていただきたいというふうに考えております。

もう1つは、再度繰り返しますけれども、やっぱり財政破綻合併ではいけないと。やっぱり各市町村がそれぞれに再建策をきちっと実施した上での合併という方向に 合併であればですよ。これまだ判断は聞いてませんが、住民投票も各協議もいろいろあると思いますから。そういう枠で進めていただかなければ、本来的な自治体とし

ての機能はしないだろうというふうに考えてますので、その点、ちょっと時間短いんですけども、市長、よかったら答弁ください。

議長（成田政彦君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 合併問題については、今3市2町で研究会をつくっているような作業をしております。そのベースといたしましては、私はシンポジウムでもずっと申し上げておりますが、やっぱりこれからの自治体というのは、これは北出議員おっしゃっているのと同じだと思いますが、やっぱり地域のことは地域でできるだけ、国とか府県の関与を排して決めていくと。そのかわりそれをきっちりと実行して、結果としてその責任を負っていくという自己決定、自己責任の時代に入ってきたと。そのためにはやっぱり、今の例えば泉南市6万5,000というスケールでどうなのかということが問われているというふうに思います。

したがって、そういうことをやるとすれば、一定の規模、特に人口的な規模、あるいは財政的な基盤、こういうものをきちっと確立しなければいけない。そのためには、やはりある一定市域を超えて1つになってしっかりとした足元を固めて、その上で、受け皿となり得るような自治体をつくらなければいけないと、これが基本的な1つでございます。

それと、おっしゃるように、これからの時代というのは、今も大変でございますが、さらにこれが好転するということはなかなか難しいというふうに思っております。さらに厳しい時代を迎えていくだろうと。

それと、やはり高齢化がどんどん、この前の表にもありましたように進んでまいりまして、若年層ともクロスする時代になってきておりますから、そうなりますと、やはりどうしても活力という面で、あるいは就労人口そのものが減ってくるということになりますから、やっぱり地域全体として福祉部門の歳出というのがふえてこざるを得ないというふうに思います。それをいかにカバーしていくかということについては、やはりもっともっと効率的な行政運営をしないとそれらが捻出できないという時代に入ってきたというふうに思っておりますので、そういうことが2つ目ございま

す。

それと、今議員言われましたけども、これは住民説明会をやった中でも非常にありがたいお話をいただきましたけども、要するに我々でやることは我々でやるよと。だから、これからの時代というのは、やっぱり市民もそういう考えを持っているんだと。だから、行政も我々をどんどん、ある意味では使ってくれといいますが、利用してくれという意見がありました。

ですから、我々も従前からそういう形で地元の皆さんに、例えば公園の管理とかいろんな面で一緒になって協働という部分でさしていただいておりますが、そのすそ野をもっと広げて、特にこれからの時代、住民自治とそれから協働という部門について充実をさしていくということが必要だというふうに思います。

いずれにいたしましても、合併問題というのはこれからの大きな課題でございますので、さまざまな問題を抱えているというふうに思います。ですから、特に財政問題は各市町とも生の数字を出して、その上で十分議論をした中で結論を出していくということが大切かというふうに思っております。

議長（成田政彦君） 以上で北出議員の質問を終結いたします。

これにて一般質問を終結いたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次回本会議は明26日午前10時から継続開議をいたしますので、よろしく願います。

本日はこれにて散会といたします。

午後2時1分 散会

（了）

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 成 田 政 彦

大阪府泉南市議会議員 真 砂 満

大阪府泉南市議会議員 薮 野 勤